

基本目標 3

安全で快適なうるおいのあるまちづくり



3-1

計画的なまちづくりの展開



北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

■ 現状と課題

区は、計画的なまちづくりを進めるため、平成22年（2010年）に策定した「北区都市計画マスタープラン2010^{*}」をもとに、都市計画法や建築基準法などの法律の規制に加え、「北区みどりの条例」、「集合住宅の建築及び管理に関する条例」、「北区居住環境整備指導要綱」などにより、適正な土地利用の誘導を図ってきました。しかしながら、都市計画道路の整備進捗状況や公園の整備状況、長期にわたる大規模住宅団地の建替え計画、木造住宅密集地域が区内に点在することや細街路が数多く残っていることなどによる防災基盤の立ち遅れなど、都市基盤の整備はまだ十分でない状況です。

国では、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生をめざす21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等の都市再生に関する施策、コンパクトなまちづくりをめざした中心市街地活性化のまちづくり、都市の低炭素化を図るための低炭素まちづくりなどを進めています。

少子高齢化や人口減少社会が到来する中で、各自治体では住民参加のもと地域性を生かしながら、独自にまちづくりを進めるしくみづくりや、それに基づいた具体的な取り組みが着々と進んでいます。

このような時代の流れの中で求められるのは、北区が、大都市東京の一翼を担う魅力ある都市としてさらに成熟していくための道筋を明らかにし、北区のまちづくりの将来像である「誰もが住みつづけられるまち」「人にやさしい福祉のまち」「コミュニティを活かしたまち」「環境を大切にしたいまち」「安全で安心に暮らせるまち」「生き生きとした産業のある活気あるまち」「文化の薫り漂う憩いのまち」「交通の充実したまち」を実現するため、計画的なまちづくりを展開していくことです。

北区は、JR京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。台地部の特徴は、旧軍用地が集中していた歴史から、特に北側を中心に、都営桐ヶ丘団地や都市再生機構赤羽台団地に代表される大規模な住宅団地や、国、東京都などの公的機関によるまとまった土地利用が数多く見られるこ

とで、現在は概ね住宅を主体とする市街地となっています。

一方、低地部では、地域に根ざした町工場や商店街などと住宅が共存した市街地が形成されています。縁辺部を流れる荒川、新河岸川、隅田川沿いは、工場が立地した産業集積地となっていますが、近年、それら工場の生産機能の区外への転出により、住宅を中心とした用途に転換されるケースが見受けられ、住工混在の市街地となっています。

このように、北区は、全体としては住宅が中心の土地利用となっていますが、歴史や文化、地形などの地域特性を踏まえたうえで、「北区都市計画マスタープラン2010」に基づいた、地域の特徴を生かした計画的なまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、北区のまちづくりの将来像を実現するための課題である、道路や公共交通などの基幹交通網の整備・充実やユニバーサルデザインのまちづくりの推進、まちの魅力や価値を高めて子育てファミリー層・若年層を中心とした定住化を促進することや、防災基盤の整備など、その解決に資する土地利用の積極的誘導を図るとともに、民間事業者の適切な土地利用を誘導するためのしくみを整備していくことが求められます。

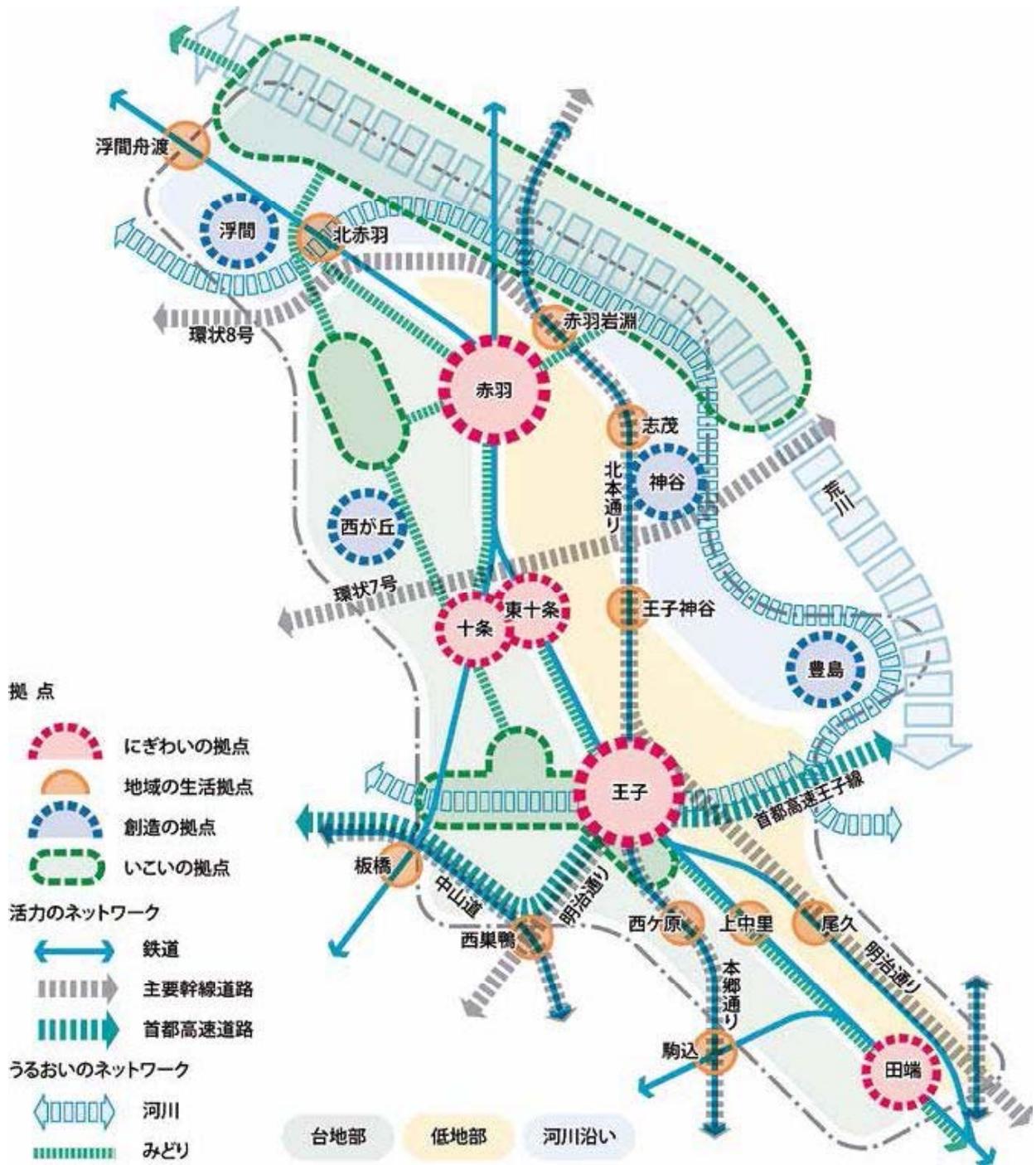
また、北区は、全体として高密度な市街地となっていることから、限られた土地資源を有効に利用していく必要があります。

大規模住宅団地の建替えに際しては、従前環境、周辺環境に留意しながら、一体的な土地利用を検討する中で、道路・公園などの公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する必要があります。あわせて、防災機能の向上や高齢者・ファミリー世帯向けの住宅等の供給を含めた計画的なまちづくりを進める必要があります。

陸上自衛隊十条駐屯地赤羽地区跡地や東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地などの大規模な国公有地跡地については、これまで「国公有地跡地利用計画」を定め、適正な土地利用の誘導を図ってきました。引き続き発生する国公有地跡地や学校跡地などの区有地、工場跡地などの大規模敷地は、良好な住環境や地域の課題解決に資する土地利用の誘導を図る必要があります。

赤羽駅や王子駅、十条・東十条駅、田端駅の各駅周辺においては、北区のみならず区外から人を呼び込めるような商業・業務・文化機能などの集積が見られ、今後ともその集積と拠点性の強化を図っていく必要があります。また、その他の鉄道駅周辺は、生活利便施設を集積し、地域の利便に資する整備を行う必要があります。

特に王子駅周辺は、JR 京浜東北線・地下鉄南北線及び都電荒川線等の交通結節点であるとともに、北区役所をはじめとする行政機能の集積地であるほか、飛鳥山や音無親水公園など区を代表する歴史ある文化資源の多い地区です。平成26年度(2014年度)には今後の王子駅周辺開発の方針となる王子駅周辺のグランドデザイン(素案)を策



将来都市構造概念図

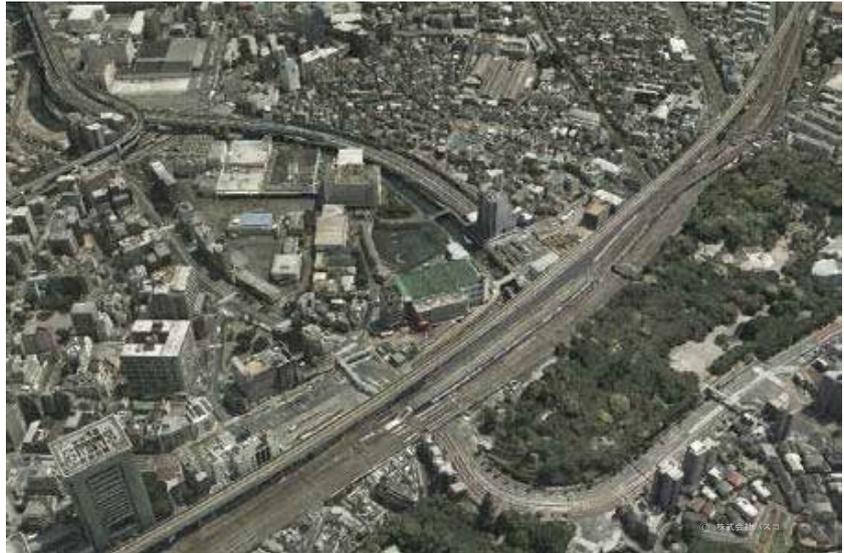
定し、現在は関係団体との協議を行っているところです。引き続き地元住民や関係団体との意見を聞きながら、地域特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

そして、十条駅周辺は、地域密着型の商業施設が多く集積し生活利便性が高い一方、低層木造住宅が密集して震災時の危険度が高い地区です。そのため、市街地再開発事業により、市街地の防災性の向上や土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図ることが重要です。

また、区民のやすらぎの場として、飛鳥山公園や中央公園、赤羽自然観察公園、荒

川緑地などを整備してきました。これら主要な公園は、いこいの空間として、スポーツやレクリエーション機能を維持するとともに、災害時の避難空間と防災機能の充実を図る必要があります。

新河岸川沿いの浮間、隅田川沿いの神谷・豊島などの研究開発機能を有した産業や、西が丘のスポーツ



JR王子駅付近 空撮

や文化教育機能を有した施設が集積した地域においては、創造的な活動を行う場として周辺地域の環境に配慮した整備を促進する必要があります。

地域特性を踏まえたまちづくりを進めるためには、「まちづくりの主役は、地域住民である」ということを基本にした協働型のまちづくりの推進が不可欠です。

そのためには、まず区と地域住民が各地域のまちづくりにおける課題を、日頃から共有しておくことが大変重要です。区には積極的でわかりやすい情報提供と学習機会の創出が求められます。

さらに、具体的な事業の進捗に際しては、計画策定の当初から、地域住民や民間事業者等の参画のしくみを構築していく必要があります。そして、地域住民の一定の合意が得られた地域では、様々な手法やまちづくり制度等を活用し、めざすべきまちの姿、将来像を実現するために地域のルールを策定するなどして、まちづくりの具体化を推進する必要があります。

※ 北区都市計画マスタープラン 2010

都市計画法により区市町村ごとに策定する都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画

■ 施策の方向

(1) 適正な土地利用への誘導

① 適正な土地利用への誘導

- ♡ 北区都市計画マスタープラン 2010のもと、地域の特性を生かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進します。
- ♡ 子育てファミリー層・若年層を中心とした定住化の促進や、住環境や都市防災基盤の整備などのまちづくりの将来像を実現するための課題を解決するため、政策的な土地利用の誘導を図ります。
- ♡ 住宅を主体とする市街地は、良好な住環境を保全しつつ基盤整備などを進め、様々な人々が住む快適な住宅地の形成を図ります。
- ♡ 近隣商店街や町工場などが住宅と共存している市街地は、適正な土地利用を計画的に誘導し、互いの共存を図った活気ある複合市街地の形成を図ります。
- ♡ まとまった工業地は、隣接する地域の環境に配慮しながら、今後とも工業用途を優先する土地利用を誘導します。また、新たな産業の展開を育てるしくみづくりを産業振興策と協調させながら検討・実施するなど、産業の活性化を図るとともに、職住近接の活気ある複合市街地の形成を図ります。
- ♡ 防災上課題がある地域では、オープンスペースのある安全で快適な市街地を形成するため、様々な手法を活用して、土地利用を誘導します。
- ♡ 大規模住宅団地の建替えに際しては、従前環境、周辺環境に留意しながら、一体的な土地利用を検討する中で、道路・公園などの公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導します。あわせて、防災機能の向上や高齢者・ファミリー世帯向けの住宅等の供給を含めた計画的なまちづくりを進めます。
- ♡ 地区計画制度や特別用途地区制度等を活用し、区民とともに、まちづくりを進めると同時に、民間企業の開発等を規制または誘導するためのしくみづくりを進めます。

② 大規模敷地の有効活用

- ♡ 国公有地跡地や学校跡地などの区有地、工場跡地などの大規模敷地は、周辺地域をはじめ北区全体のまちづくりの課題を解決するために、区民、企業、NPOと連携して、望ましい土地利用を図ります。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

① 協働型のまちづくりの推進

- ♡ 区民が身近な地域に対する関心を高め、積極的にまちづくりに参画できるよ

う、各種のまちづくり情報を効果的に提供します。

- ♡ 区民、企業、NPO と区が協働し魅力あるまちづくりを進めるため、それぞれの責任や役割を踏まえて参画できるしくみづくりを進めます。
- ♡ まちづくり活動の促進を図るため、区民、企業、NPO、行政のネットワークの強化を行うなど、ソフト面の支援を進めます。
- ♡ 地域の特性や区民の意向を反映しながら、地区計画やまちづくりの協定など、その地区にふさわしいまちづくりのルールや事業手法を選択し、良好な市街地の形成や環境の保全をめざします。

② 地域特性に応じた拠点の整備

- ♡ 赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺の主要駅圏を、区外からも人を呼び込めるような、商業・業務・文化機能などが集積した「にぎわいの拠点」と位置づけ、整備を促進します。特に王子駅周辺は、今後の駅周辺開発方針である王子駅周辺のグランドデザインに基づき、地元住民や関係団体などの意見を聞きながら、地域特性を生かしたまちづくりを進めます。また、十条駅西口地区は、市街地再開発事業により、土地の有効・高度利用でオープンスペースを確保し、駅前広場や道路、駐輪施設を整備するため、再開発組合の活動支援を行います。
- ♡ 他の鉄道駅周辺は、近隣地域のサービスの拠点として生活利便施設の集積した「地域の生活拠点」と位置づけ、周辺の土地利用転換など、まちづくりに及ぼす影響と整合を図りながら整備を促進します。特に板橋駅周辺は、駅舎のバリアフリー化にあわせて駅前広場と幹線区道の再整備を行い、地域の利便に資する整備を図ります。
- ♡ 公園・緑地その周辺を区民のやすらぎの場、レクリエーションの場として「いこいの拠点」と位置づけ、避難場所としての防災機能の充実とあわせて整備を促進します。
- ♡ 産業を支える様々な工場・研究開発施設や文化教育機能を有した施設など、創造的な活動を行う場が集積した地区を「創造の拠点」と位置づけ、周辺地域の環境に配慮しながら整備を促進します。

■ 施策体系図：計画的なまちづくりの展開

基本施策		計画事業
	単位施策	
	施策の方向	
(1) 適正な土地利用への誘導		(要請) 国有地等の望ましい土地利用の実現
① 適正な土地利用への誘導		
	適正な土地利用の誘導	
	政策的な土地利用の誘導	
	快適な住宅地の形成	
	活気ある複合市街地の形成	
	工業地の適正な土地利用	
	防災上の課題解決のための土地利用の誘導	
	大規模住宅団地建替え時の一体的な土地利用の誘導	
	民間企業の開発規制、誘導のしくみづくり	
② 大規模敷地の有効活用		
	大規模敷地の望ましい土地利用の誘導	
(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり		【066】 「にぎわいの拠点」・ 「地域の生活拠点」の整備推進
① 協働型のまちづくりの推進		【067】 王子駅周辺のまちづくりの促進
	各種まちづくり情報の提供	【068】 赤羽駅周辺のまちづくりの促進
	区民参画のしくみづくり	【069】 十条駅周辺のまちづくりの促進
	まちづくり活動の支援	【070】 東十条駅周辺のまちづくりの促進
	地域特性に応じたまちづくりの推進	【071】 板橋駅周辺のまちづくりの促進
② 地域特性に応じた拠点の整備		【072】 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
	「にぎわいの拠点」の整備促進	【073】 赤羽台周辺地区住宅市街地 総合整備事業の推進
	「地域の生活拠点」の整備促進	
	「いこいの拠点」の整備促進	
	「創造の拠点」の整備促進	
		再掲 119 大学の誘致
		再掲 120 新庁舎の整備

■ 計画事業

【066】「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進

赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺を、商業、業務、文化機能などが集約した「にぎわいの拠点」として整備するとともに、区内の鉄道駅周辺を、生活利便施設の集積・集約の誘導などにより、地域の利便に資する「地域の生活拠点」として整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 「にぎわいの拠点」 4 駅周辺	推 進	4 駅周辺	推 進	推 進
赤羽駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 赤羽台周辺住宅市街地総合整備事業の推進 都市計画道路新設・拡幅整備（区画街路3号線） 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター検討・ホームドア完成） 総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備） （仮称）赤羽台のもり公園の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 赤羽台周辺住宅市街地総合整備事業の推進 都市計画道路新設・拡幅整備（区画街路3号線） 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター協議）など
王子駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> 王子駅周辺のまちづくりの促進 （仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター検討・ホームドア完成） 飛鳥山公園の拡張整備 名主の滝公園の再生整備 など 	<ul style="list-style-type: none"> 王子駅周辺のまちづくりの促進 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター協議） 名主の滝公園の再生整備 など

十条・東十条駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・十条駅周辺のまちづくりの促進 ・東十条駅周辺のまちづくりの促進 ・都市防災不燃化促進事業 ・防災まちづくり事業の推進 ・木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 ・都市計画道路新設・拡幅整備（(仮称) 鉄道附属街路・鉄赤付1～6号線） ・十条駅付近連続立体交差事業 ・橋梁整備（十条跨線橋） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（東十条駅エレベーター協議・ホームドア検討）など 	<ul style="list-style-type: none"> ・十条駅周辺のまちづくりの促進 ・東十条駅周辺のまちづくりの促進 ・都市防災不燃化促進事業 ・防災まちづくり事業の推進 ・木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 ・都市計画道路新設・拡幅整備（(仮称) 鉄道附属街路・鉄赤付1～6号線） ・十条駅付近連続立体交差事業 ・橋梁整備（十条跨線橋） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（東十条駅エレベーター完成・ホームドア検討） ・駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺） ・総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備）など
田端駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター・ホームドア検討） ・駅周辺へのエレベーター等の設置 ・花いっぱいまちづくり事業（田端新町公園再生整備）など 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター協議・ホームドア検討） ・花いっぱいまちづくり事業（田端公園再生整備）など
(内訳) 「地域の生活拠点」 6 駅周辺	推 進	6 駅周辺	推 進	推 進
上中里駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア検討）など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の新設などを検討
駒込駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター完成）など 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歩行空間を充実 ・自転車駐車場を新設などを検討

板橋駅周辺	推 進	推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋駅周辺のまちづくりの促進 ・幹線区道のバリアフリー化（滝野川桜通り） ・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター完成） ・総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備）など 	・自転車駐車場の充実などを検討
浮間舟渡駅周辺	推 進	推 進	・浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進など	・自転車駐車場の充実などを検討
北赤羽駅周辺	推 進	推 進	・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター完成）など	・自転車駐車場の充実などを検討
尾久駅周辺	推 進	推 進	・鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター検討）など	・駅地下道のバリアフリー化 ・駅前広場整備などを検討
事業費(百万円)		※ 事業費は、各計画事業などで計上している。		

※「地域の生活拠点」の後期（32～36年度）内訳は、北区都市計画マスタープラン2010における、JR各駅周辺のまちづくりの方針を記載している。

【067】王子駅周辺のまちづくりの促進

王子駅周辺におけるまちづくりのランドデザインを策定するとともに、「にぎわいの拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 都市基盤等整備 着手・推進	ランドデザイン (素案) 策定	都市基盤等整備 着手・推進	ランドデザイン 策定・用地取得	都市基盤整備 着手・推進
	事業費(百万円)	6,146	6,146	—

【068】赤羽駅周辺のまちづくりの促進

赤羽駅東口周辺における地域住民主体の「にぎわいの拠点」や住環境等の整備に向けたまちづくりについて、積極的に支援し、事業化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
	事業費(百万円)	7	4	3

【069】十条駅周辺のまちづくりの促進

十条駅周辺の鉄道と道路の立体交差化を視野に入れた「十条地区まちづくり基本構想」をもとに、地域住民と進めるまちづくり手法等について検討し、駅西口及び東口地区について事業化を促進する。

駅西口地区については、市街地再開発事業により、駅前広場や道路、駐輪施設の整備を図っていくため、再開発組合の活動支援を行う。

また、町会・自治会、商店街会等を中心に運営する十条地区まちづくり全体協議会の活動支援を継続し、協議会を構成する地区内の三つの大学が連携したまちづくり活動についても支援していく。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
(内訳) 十条駅西口地区 市街地再開発事業 (組合施行)	推進 (再開発準備組合 活動支援)	推進 (事業終了)	推進 (事業着手)	推進 (事業終了)
三大学連携 まちづくり活動支援	—	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	18,673	8,970	9,703

☆【070】東十条駅周辺のまちづくりの促進

東十条駅周辺について、老朽化した跨線橋の架替えにあわせて駅前広場等の整備やバリアフリー化を実施し、「にぎわいの拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 駅前広場整備	準 備 事業費(百万円)	完 成 6,038	設計・整備 2,128	整備・完成 3,910

※ 関連して実施する事業として、【097】「橋梁整備（十条跨線橋）」、【099】「駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺）」がある。

【071】板橋駅周辺のまちづくりの促進

板橋駅周辺について、一体的なバリアフリー化及び利便性の向上を図ることで、生活利便施設の集積・集約の誘導などを進め、「地域の生活拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 駅前広場整備	調 査 事業費(百万円)	完 成 103	完 成 103	—

※ 関連して実施する事業として、【095】「幹線区道のバリアフリー化（滝野川桜通り）」、【101】「総合的な駐輪対策の推進」がある。

【072】 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進

浮間舟渡駅周辺について、公共施設の整備や学校跡地の利活用、駅前広場空間の検討を総合的に実施し、「地域の生活拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：政策経営部・まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
(内訳) 旧西浮間小学校跡地の利活用	推進	推進	公募	推進
駅前広場空間の整備 推進	— 事業費(百万円)	整備推進 304	—	整備推進 304

【073】 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

都市再生機構赤羽台団地の建替え計画に合わせ、周辺市街地の公園、道路等公共施設の整備を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
終了	推進	終了	推進	終了
(内訳) 終了	推進	終了	・(仮称)赤羽台のもり公園の整備 ・都市計画道路区画街路3号線拡幅整備 ・(仮称)新赤羽台保育園整備	・都市計画道路区画街路3号線・補助243号線拡幅整備
	事業費(百万円)	—	—	—

※ 計画地区内では他に、都市計画道路補助85号線、補助86号線の新設・拡幅整備が予定されている（東京都施行）

※ 区施行の事業費は、【090】「都市計画道路新設・拡幅整備」、【111】「(仮称)赤羽台のもり公園の整備」で計上している。

※ (仮称)新赤羽台保育園の建設費負担金は【011】「保育所待機児童解消」で計上している。

3-2

安全で災害に強いまちづくり



北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

■ 現状と課題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、日本観測史上初めてマグニチュード（M）9.0 を記録し、宮城県栗原市で最大震度 7 を観測しました。東京都内においても、震度 5 強が観測され、死者 7 人、負傷者 117 人が発生し、震災に起因する火災が 35 件、住家建物も全壊 16 棟、半壊 203 棟、一部損壊 6,225 棟の被害がありました。北区においても、家屋の全壊が 3 棟あったほか、半壊及び一部損壊が 511 棟発生しました。

さらに、地震の影響による交通障害が発生し、首都圏には約 515 万人もの帰宅困難者が発生するなど、これらによる混乱を抑制する対策の必要性が浮かび上がりました。

また、東日本大震災は、東京から遠距離において発生した典型的な海溝型地震であったため、高層建物は長周期地震動等の影響を受け、家具類の転倒・落下・移動による被害が引き起こされました。今後、長周期地震動に対する室内の安全対策をより強化していくことが求められています。

首都圏では、今後数十年以内の首都直下地震などの発生が懸念されており、平成 24 年（2012 年）4 月に公表された東京都の被害想定では、夕刻の強風時という最悪の条件が重なった場合には、死者約 9,700 人、負傷者約 147,600 人、全壊・半壊などの建物被害約 304,300 棟と甚大な被害が予想されています。特に東京は、巨大過密都市であることに加え、政府関係機関や経済中枢機能が集中しています。地震発生後には、深刻な交通渋滞、火災などによる膨大な数の被災者の発生、物流機能の低下による物資不足など深刻な被害が発生する可能性があります。

東京区部を防災上の観点から見ると、道路や公園等の公共施設の空間が十分ではなく、木造住宅密集地域が広範囲に分布するなど、災害に対する脆弱な都市構造が指摘されています。山手線外周部を中心に分布している木造住宅密集地域は、急速に都市

化が進むなかで都市基盤整備が十分なされないまま宅地が細分化され、住宅が密集したことなどにより防災上大きな問題を抱えています。しかし、居住者の高齢化や狭小敷地等の問題から建替えが進みにくい状況にあります。



防災まちづくりのイメージ

「東京都防災都市づくり推進計画」では、地域危険度が高く老朽化した木造建築物が集積するなど、災害時に甚大な被害が想定される整備地域として、北区内の5地域が指定されており、そのなかでも特に十条地区は重点整備地域に指定されています。

災害に強い都市構造をつくるためには、道路や公園等の公共空間など都市の基盤整備と老朽化した建築物の更新を進めることが重要です。災害時の避難路や救援物資の輸送路などとなる幹線道路を整備するとともに、無電柱化の推進や、沿道の建築物を耐震性の高い耐火建築物へ更新することを誘導するなどにより、延焼遮断帯を形成していく必要があります。また、防災上や住環境上の観点から問題が指摘されている木造住宅密集地域において、建築物の耐震化、不燃化、共同化等への建替えを促進するとともに、道路拡幅、広場等のオープンスペース確保を行うことで、「燃えない」「壊れない」安全・安心なまちをめざしていくことが求められています。

加えて、東京都が平成24年（2012年）1月に公表した「木密地域不燃化10年プロジェクト^{*}」の実施方針に基づき、「不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）」として「十条駅西地区」、「志茂地区」が指定され、また、東京都が整備する都市計画道路補助73、81、86号線が特定整備路線として指定されました。不燃化特区では、従来の防災まちづくり事業や特定整備路線の整備に合わせて都の不燃化特区制度を活用す

ることで、市街地の防災性の向上を加速させる必要があります。

さらに、平成 25 年（2013 年）に耐震改修促進法が改正されたことに伴い、区では「東京都北区耐震改修促進計画」を平成 27 年（2015 年）に改定する予定で、平成 32 年度（2020 年度）末までの耐震化率 95%をめざしているため、まち全体の耐震化を促進するための総合的な取り組みをしていく必要があります。

近年、全国各地で 1 時間に 100mm を超えるような記録的、局地的な集中豪雨や大型台風、土砂災害、さらには竜巻などの突風による過去に経験したことのない被害が多発しています。都市部では、市街化に伴う雨水浸透機能の低下や道路冠水、地下空間への浸水等、都市型水害による甚大な被害が予想されています。北区においても、平成 22 年（2010 年）7 月 5 日の集中豪雨により石神井川が溢水するなど、区内で床上浸水 291 件、床下浸水 276 件の被害を受けています。

区では、石神井川の水位を常時監視するカメラや水位計等の設置、公園や学校等に雨水を一時的に貯留して河川や下水道施設への流入を軽減する集中豪雨等対策事業などを実施しています。引き続き、国や東京都などの関係機関と連携し、豪雨に備えた総合的な治水対策や、急傾斜地等の崩落による災害の未然防止などの水害対策に努めていく必要があります。

災害の被害を最小限にするための減災への取り組みや災害が発生した場合の応急態勢、帰宅困難者対策、さらには相互支援体制や女性に配慮した対策等、復旧・復興体制を整えていくことも大変重要です。区では、地域防災行政無線のデジタル化に加え、ソーシャルネットワーキングサービスや公衆無線 LAN、臨時災害放送用 FM 局の活用など、災害時の情報通信の高度化・多様化を進めるとともに、防災上重要な区有建築物については、平成 27 年度（2015 年度）末までに耐震化率 100%をめざしていくことが求められています。特に、区役所庁舎は、災害発生時においても継続的に業務を遂行するための機能を確保する必要があります。利用者や職員の安全性を確保し、防災拠点としての役割を果たすために、耐震性が高く災害に強い庁舎が求められます。あわせて、少子高齢化をはじめとする社会状況の変化に対応し、より柔軟で強固な防災体制を確立するため、自主防災組織や防災関係機関を中心に、NPO、北区防災ボランティアなどとの連携強化を図る必要があります。

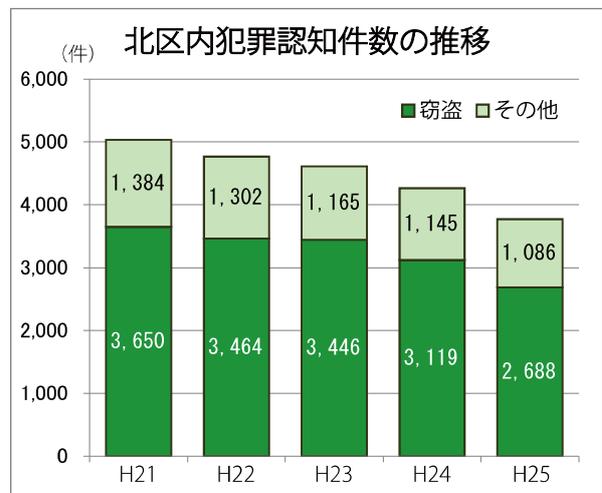
さらに、被災後の復旧・復興を円滑に進めるための取り組みについては、「東京都北区地域防災計画（平成 24 年（2012 年）改定）」をふまえ、都市・住宅・くらし・産業の 4 つの視点で「北区震災復興マニュアル」を作成し、震災後の復旧・復興時の行動指針を示しました。

平成 25 年度（2013 年度）策定の「北区防災対策推進 5 力年計画」では、区の防災対策を着実に推進するため、施設・設備の整備だけでなく、人材育成などのソフト事業についても計画化しており、災害に強いまちづくりのためには、地域防災力の向上も不可欠です。「自助、共助」の考え方を中心に、災害時にはまず自分の身を守り、

そして家族、近隣の安否確認や救助・救出など、適切な避難行動が取れるよう地域の協力体制を築くとともに、日頃から防災訓練の実施などを通じて、防災意識の向上と防災行動力を高めていくことが重要です。自主防災組織の充実や、地区防災運営協議会を中心とした区民、事業者、行政、関係機関の連携強化など、地域のきずなづくりへの取り組みをはじめ、世代を超えた防災の担い手を育成するため、小・中学校における防災教育を推進するとともに、高校生や大学生が地域の防災訓練などに積極的に参加するためのしくみづくりが必要です。また、災害時に適切な避難行動がとりにくい高齢者・障害者などを中心とした避難行動要支援者の支援体制を築き、互いに支え合いながら安全確保を図る必要があります。



北区震災総合訓練



そのほかの安全面として、交通安全があります。北区は人口1万人あたり交通事故件数が23区内で最も低く（「平成25年版特別区の統計」（財）特別区協議会）比較的安なまちといえますが、引き続き関係機関と連携して交通事故をなくしていくための教育や、安全な歩行者空間を確保していく必要があります。

また、地域犯罪については、北区内の刑法犯の認知件数は、平成21年（2009年）の5,034件から年々減少し、平成25年（2013年）には3,774件にまで減少しました。しかし、子どもが被害者となる事件や高齢者を狙った振り込め詐欺事件などは依然として後を絶ちません。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、居住地域で日常的に不安を感じるか聞いたところ、不安を「感じる」が3割を超え、さらに、どのようなことに不安を感じるか聞いたところ、「地震や水害などの自然災害」に続いて、「子どもの安全」があげられました。区ではこうした状況を踏まえ、子どもの安全を守る様々な取り組みを行ってきました。たとえば、小学校児童の安全を守るため、小学校周辺地域の住民が児童を見守る「北区子ども安全ボランティア」に対する活動支援を行っているほか、小学校入学児童全員に防犯ブザーや小学校低学年用の安全教育教材「子ども安全手帳」を配布しています。また、保育園児や幼稚園児を対象

とした子ども防犯教室や、そこで働く職員向けの不審者対応訓練を実施しています。今後もこうした事業を区内全域で計画的に実施し、着実に犯罪の減少につなげていくことが求められます。

高齢者を狙った振り込め詐欺などへも、関係機関と連携して広報啓発していくことが重要です。たとえば、金融機関や高齢者が集まる施設等において、警察や区民と合同で注意を呼びかけるキャンペーンなどを継続的に実施していく必要があります。

そのほか、徐々に増えている区民のパトロールボランティア団体の活動支援を行うとともに、落書き消しや植栽活動といった地域の防犯環境改善を地域住民や警察と連携して行うなど、地域ぐるみの活動を推進していく必要があります。また、区では、平成 23 年度（2011 年度）から新たに共同住宅の管理組合などを防犯カメラ整備補助の対象とするとともに、平成 24 年度（2012 年度）から、町会・自治会などへの防犯カメラの整備補助を開始し、地域や警察と連携して、防犯カメラの設置を積極的に推進しています。防犯カメラの設置は区民の自主的防犯活動とあいまって地域の防犯力向上に大きく貢献しています。前述の意識調査でも地域を安心なまちにするための取り組みとして最も効果的と考える区の施策として「防犯灯・防犯カメラの設置」があげられており、区は今後もこのような地域の要望などに適切に対応していくことが必要です。

多様な事案に対する危機管理体制の構築も重要な課題です。平成 25 年（2013 年）には「北区新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、区民生活や社会経済に重大な影響を与える事態に備えた体制づくりを進めました。また、今後、発生するであろう多様な危機管理事案に迅速、適切に対応するためには、日頃から調査・研究を進めていく必要があります。

※ 木密地域不燃化 10 年プロジェクト

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域（木密地域）の改善を一段と加速するためのプロジェクト。

10 年間の重点的・集中的な取り組みにより、平成 32 年度（2020 年度）末までに、整備地域において、市街地の不燃化を促進し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」の実現と、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」の実現を目標とする。

■ 施策の方向

(1) 防災まちづくり

① 都市の防災機能の向上

- ♡ 延焼遮断帯、避難路として都市計画道路などの幹線道路を整備するとともに、その沿道建築物の不燃化の促進や無電柱化を推進します。また、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。
- ♡ 防災上、住環境上の観点から問題が指摘されている木造住宅密集地域では、建築物の耐震化や不燃化、主要生活道路の整備、オープンスペースの確保などを進め、地域の課題改善に努めます。また、住民と区で話し合いながら、地区の実情に応じた地区計画などのまちづくりのルールを定め、災害に強いまちへ計画的に誘導していきます。
- ♡ 災害時に甚大な被害が想定される地区などについて、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業を導入し、防災性の向上に努めます。
- ♡ 地震による建物倒壊、火災などの危険性が特に高い十条、西ヶ原、志茂地区について、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業により防災性の向上を進めます。
- ♡ 十条駅西、志茂地区については、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区制度の活用や、特定整備路線沿道建築物の不燃化を促進し、地域住民との話し合いや支援を行いながら、地域の特性を考慮しつつ防災性の向上を加速させます。
- ♡ 平成32年度（2020年度）末の耐震化率95%をめざすべき指標として、木造住宅やマンションへの耐震化助成など、民間住宅の耐震化を促進します。
- ♡ 道路拡幅などにより避難場所などへの避難路を確保するとともに、災害時のライフラインへの影響を最小限に抑えるため、橋梁などの耐震性の向上を図ります。
- ♡ 災害時において、緊急時の交通網となる河川を利用した水上交通の活用を推進するとともに、その拠点として、防災船着場の整備を推進します。

② 治水対策等の推進

- ♡ 国や東京都などの関係機関と連携し、豪雨に備えた総合的な治水対策、雨水流出抑制や、急傾斜地などの崩落による災害の未然防止や情報提供、適切な避難などの安全対策に努めます。

(2) 防災体制の整備・充実

① 予防・応急体制の整備・充実

- ♡ 災害時の情報収集伝達体制の整備・見直しを図るとともに、地域防災行政無線のデジタル化、ソーシャルネットワーキングサービスや公衆無線 LAN、臨時災害放送用 FM 局の活用など、災害時の情報通信の充実に努めます。
- ♡ 災害対策本部及び災害対策各部の実動訓練などを通じて、職員の防災意識の高揚に努めるなど、危機管理機能を強化します。
- ♡ 防災上重要な区有建築物の耐震化を推進するとともに、備蓄物資、防災資機材、給水施設の機能の向上に努めます。
- ♡ 新庁舎建設にあたっては、北区の防災拠点となるとともに、災害時も業務を継続できる災害に強い庁舎をめざします。
- ♡ 東京都・消防署・消防団などの関係機関や北区防災ボランティア、事業所との連携を強化するとともに、近隣自治体、友好都市との広域応援体制を充実します。
- ♡ 災害時に自力で避難することが困難な人々に対し、「災害時要援護者行動マニュアル」に基づき、登録を受け、支援プランをもとに救出救護体制の整備を図ります。
- ♡ 区災害医療コーディネーターを中心とし、医師会や災害拠点病院等との円滑な連携を含め、災害時の初動医療態勢の確立に取り組みます。あわせて薬剤師会などと連携して医薬品等の確保など災害医療態勢の充実に努めます。
- ♡ 災害時に外出者が安全に帰宅できるよう、東京都・警察署・消防署・鉄道事業者などと連携し、駅前滞留者対策協議会などの場をとおして、地域特性に応じた対策の必要性を検討していきます。また、国、東京都、民間事業者などと連携して、災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設の確保など、帰宅困難者対策の充実に努めます。

② 復旧・復興体制の整備・充実

- ♡ 災害発生後に都市及び住宅、暮らし及び産業の復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、「北区震災復興マニュアル」をもとに、引き続き、災害復興のあり方について、研修や訓練などをおして検討を深めていきます。また、関係団体や区民などの協力を得ながら速やかに行動できる態勢を整えていきます。
- ♡ 密集住宅市街地を中心に、復興も視野に入れたまちづくり活動を推進します。
- ♡ 災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、その業務に関する BCP^{*}を検証し、必要に応じて見直していきます。

- 「男女双方の視点に配慮した防災対策」を推進するため、妊婦救護所を設置するとともに、避難生活における相談態勢を構築します。

(3) 地域防災力の向上

① 災害時に備えた「地域のきずなづくり」

- 「地区防災運営協議会」を中心に、防災訓練など、様々な防災活動を展開し、地域の防災意識や結束力の向上を図ることにより、災害時における迅速な協力態勢の構築をめざします。

② 防災意識の向上

- 小・中学校における防災教育の充実を図るとともに、高校生や大学生の防災訓練への参加を促進するなど、地域における防災リーダーの育成を推進します。
- 防災に対する意識を高めるため、防災センターを拠点としながら、防災教室や防災訓練など様々な場を活用して、防災に関する情報や学習機会の場を提供します。

③ 防災行動力の向上

- 自主防災組織の育成や装備の充実を図るとともに、関係機関と連携し、災害時における要配慮者の安全確保への取り組みを推進します。
- 区内事業者などには、地域を構成する一員として、応急活動など、地域への貢献活動を求めるとともに、事業所内での備蓄を推進します。

(4) 交通安全対策の推進

① 交通安全教育の充実

- 警察などの関係機関と連携し、子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育を推進します。

② 安全な歩行者空間の確保

- 歩道のバリアフリー化や新設・拡幅整備を進めるなど、交通安全施設を整備します。
- 安全で快適な道路環境や歩行者空間を確保するため、道路の不法占用物の排除など道路利用の適正化を推進します。

(5) 地域防犯活動の充実

① 地域防犯活動の充実

-  子どもが犯罪に巻き込まれないように、地域の見守り活動と同時に子どもたち自身が自ら危険を回避する力を養う取り組みを推進します。
-  高齢者を狙った振り込め詐欺などへの対策については、金融機関や警察と連携してキャンペーンを実施し、注意を呼びかけるなど、積極的な広報啓発活動に取り組みます。
-  区民による防犯ボランティアの活動支援を行い、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を区民一人ひとりが高めるとともに、地域住民や警察と連携した落書き消しや植栽活動など地域防犯環境改善活動を推進します。
-  町会・自治会、共同住宅の管理組合が整備する防犯カメラなどの設置を推進します。

② 危機管理体制の整備

-  区民の安全を確保するため、国・東京都・関係機関との連携を図り、様々な危機管理事案に総合的に対応します。

※ BCP（Business Continuity Plan）事業継続計画

災害や事故等が発生し、操業度が一時的に低下した場合でも、その事業所にとって中核となる事業については継続が可能な状況までの低下に抑える（中核事業は継続させる）、また、回復時間をできる限り短縮させ、できるだけ早期に操業度を回復させることにより事業所の損失を最小限に抑え、災害や事故等の発生後でも事業を継続させていくための計画。

■ 施策体系図：安全で災害に強いまちづくり

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 防災まちづくり		<p>【074】都市防災不燃化促進事業 【075】防災まちづくり事業の推進 【076】木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 【077】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 【078】マンションの耐震化の促進 【079】緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 【080】公共防災船着場の整備 【081】集中豪雨等対策事業 【082】風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業</p> <p>再掲 094 無電柱化事業の推進 再掲 106 老朽家屋除却支援事業</p> <p>(要請) 水害対策の推進 (要請) 震災対策の充実 (要請) 土砂災害対策の推進</p>	
① 都市の防災機能の向上			
	幹線道路・緊急輸送道路の防災機能向上		
	木造住宅密集市街地の改善		
	防災まちづくり事業の導入		
	防災まちづくり事業の推進		
	木密地域不燃化10年プロジェクトの推進		
	民間住宅の耐震化促進		
	橋梁等の耐震性の向上		
	防災船着場の整備推進		
② 治水対策等の推進			
	治水対策等の推進		
(2) 防災体制の整備・充実			<p>【083】総合防災高度情報通信システムの導入 【084】男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実</p> <p>再掲 120 新庁舎の整備 再掲 124 友好都市交流協定の締結</p> <p>(要請) 震災対策の充実</p>
① 予防・応急体制の整備・充実			
	災害時の情報収集伝達体制の整備		
	職員の防災意識の高揚による危機管理機能の強化		
	区有施設の防災機能の向上		
	災害に強い庁舎の建設		
	関係機関との連携強化		
	要配慮者の支援		
	災害医療体制の充実		
	帰宅困難者対策の充実		
② 復旧・復興体制の整備・充実			
	災害復興のしくみづくり		
	復興まちづくり活動の推進		
	事業継続計画(BCP)の検討		
	男女双方の視点に配慮した防災対策の推進		

(3) 地域防災力の向上		
① 災害時に備えた「地域のきずなづくり」	地区防災運営協議会を中心とした防災活動の展開	【085】 地区防災運営協議会の設置・運営支援
	② 防災意識の向上	【086】 切れ目のない防災意識の向上推進事業
		地域防災リーダー育成の推進
	防災に関する情報や学習機会の提供	
	③ 防災行動力の向上	再掲 052 サブファミリーによる特色ある教育の推進
		自主防災組織の育成・強化
区内事業者との連携の強化		
(4) 交通安全対策の推進		
① 交通安全教育の充実	年代に応じた交通安全教育の推進	
	② 安全な歩行者空間の確保	
交通安全施設の整備		
道路利用の適正化		
(5) 地域防犯活動の充実		
① 地域防犯活動の充実	子どもの安全対策の推進	【088】 防犯対策サポート事業
	高齢者を狙った振り込め詐欺などへの対策	【089】 防犯設備整備補助事業
	地域ぐるみの防犯活動の推進	
	防犯カメラ等の設置の推進	(要請) 治安対策の強化
	② 危機管理体制の整備	
総合的な危機管理体制の構築		

■ 計画事業

【074】 都市防災不燃化促進事業

大震災時の火災から住民の生命・財産を守るため、避難道路周辺を不燃化促進地区に指定し、一定の基準に適合する耐火建築物の建築費を一部助成することで、沿道の不燃化を向上させる。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3路線1地区終了 4路線着手・継続	1路線継続 5路線1地区 調 査	3路線1地区終了 4路線着手・継続	1路線終了 5路線1地区 着手・継続	2路線1地区終了 4路線着手・継続
(内訳) 補助83号線地区(南) (岩槻街道)	継 続	終 了	終 了	
補助83号線地区(北) (岩槻街道)	調 査	継 続	着手・継続	継 続
補助86号線地区(東) (志茂) 特定整備路線	調 査	終 了	着手・継続	終 了
補助86号線地区(西) (赤羽西) 特定整備路線	調 査	終 了	着手・継続	終 了
補助81号線地区 (西ヶ原) 特定整備路線	調 査	継 続	着手・継続	継 続
補助73号線地区 (十条駅西) 特定整備路線	調 査	継 続	着手・継続	継 続
補助85号線地区 (十条)	—	着手・継続	—	着手・継続
主要生活道路 (志茂)	調 査	終 了	着手・継続	終 了
	事業費(百万円)	2,019	1,212	807

【075】防災まちづくり事業の推進

東京都防災都市づくり推進計画の中で、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定されるとして「整備地域」に指定された地区などについて、防災広場等の整備や避難路となる道路の拡幅を推進するなど、防災性の向上を図る。また、効率的かつ効果的に事業を推進するため、家屋移転補償等にも順次取り組む。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(地区内訳) 十条地区	推 進	推 進	推 進	推 進
上十条一丁目、中 十条一・二・三丁 目地区	推 進 (密集事業)	推 進	推 進 (中十条三丁目) (密集事業着手)	推 進
新規密集事業地区 (岸町二丁目地区)	推 進 (調査・検討)	推 進	推 進 (密集事業着手)	推 進
十条北地区	推 進 (密集事業)	事業終了	推 進	事業終了
十条駅西地区 (不燃化特区)	推 進 (密集事業)	事業終了	推 進	事業終了
西ヶ原地区	推 進 (密集事業)	事業終了	推 進	事業終了
志茂地区 (不燃化特区)	推 進 (密集事業)	事業終了	推 進	事業終了
新規密集事業地区	—	推 進	推 進 (調査・検討)	推 進 (密集事業着手)
(整備内容内訳) まちづくり活動支援 広場整備 道路拡幅 建替促進	全地区 3カ所 2,393㎡ 0戸	全地区 20カ所 5,807㎡ 9戸	全地区 14カ所 4,289㎡ 6戸	全地区 6カ所 1,518㎡ 3戸
	事業費(百万円)	8,855	6,555	2,300

※ 公園、広場等で場所未定の用地の取得経費は、面積等が決定した時点で計上する。

【076】木密地域不燃化 10年プロジェクトの推進

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域（木密地域）の改善を加速するため東京都が取り組んでいる「木密地域不燃化 10年プロジェクト」では、地域危険度が高いなど特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、区と連携しながら従来よりも踏み込んだ整備促進を行うこととしている。

「不燃化特区」の指定を受けた地区において、従来の防災まちづくり事業に加え、新たな支援策を活用し木密地域の不燃化を図る。

特に十条駅西地区では、不燃化特区内の建替えや共同化を促進するため、専門家等による相談を受ける等、不燃化の取り組みを支援する拠点施設「相談ステーション」の設置を行う。また、志茂地区では、主要生活道路及び補助 86 号線沿道において「全戸訪問」を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
終了	推進	終了	推進	終了
(内訳) 十条駅西地区	推進	終了	推進	終了
志茂地区	推進	終了	推進	終了
補助 81 号線地区 (西ヶ原)	着手	終了	推進	終了
補助 86 号線地区 (赤羽西)	準備	終了	着手	終了
	事業費(百万円)	—	—	—

※事業費は【074】都市防災不燃化促進事業、【075】防災まちづくり事業の推進で計上している。

【077】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業

地震等における木造建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全確保のため、耐震改修及び建替えについて助成し、耐震性の向上を図る。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 改修助成 1,090 件	290 件	800 件	500 件	300 件
建替助成 298 件	98 件	200 件	100 件	100 件
	事業費(百万円)	1,175	708	467

※ 改修助成については区内全域が対象となるが、建替助成については、新防火規制地区及び東京都防災都市づくり推進計画の整備地域が対象となる。

【078】 マンションの耐震化の促進

新耐震設計基準以前に設計された分譲・賃貸マンションについて、耐震診断・設計・改修費の一部を助成し、耐震化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 分譲・診断 46 件	8 件	38 件	18 件	20 件
分譲・設計 40 件	3 件	37 件	17 件	20 件
分譲・改修 26 件	2 件	24 件	9 件	15 件
賃貸・診断 32 件	2 件	30 件	15 件	15 件
	事業費(百万円)	591	232	359

【079】 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路のうち、優先度の高い道路の沿道にある建築物について、必要な支援を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 改修助成 34 棟	2 棟	32 棟	17 棟	15 棟
建替助成 11 棟	0 棟	11 棟	6 棟	5 棟
	事業費(百万円)	1,022	622	400

【080】 公共防災船着場の整備

東京都防災船着場整備計画に基づき、スーパー堤防等の整備に合わせ、災害時に水上輸送基地となる防災船着場を整備する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
4 力所	3 力所	1 力所	1 力所(志茂)	
	事業費(百万円)	146	146	

※整備済3力所は、神谷、岩淵、豊島である。

※東京都防災船着場整備計画では、この他に浮間及び堀船地区に整備を予定している。

【081】 集中豪雨等対策事業

都市化の進行や局地的な集中豪雨により発生する川の溢水、内水氾濫に対し、公共施設や公園、道路に雨水の流出抑制施設の整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
14カ所	9カ所	5カ所	5カ所	
	事業費(百万円)	269	269	

☆【082】 風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業

大雨等による水害からの自主的な避難等自助力の向上を推進するため、自主避難施設の検討・整備、垂直避難施設の確保及び定期的な避難訓練を行う。また、土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域におけるハザードマップの作成及び配布を行う。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	26	17	9

☆【083】 総合防災高度情報通信システムの導入

災害時における情報を正確かつ迅速に収集・発信するため、地域防災行政無線をデジタル化するとともに、新たな戸別受令情報配信システムを導入する。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完 了	検 討	完 了	完 了	
	事業費(百万円)	610	610	

【084】男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実

「男女双方の視点に配慮した防災対策」を推進するため、妊婦救護所を設置し、災害時において安全で安定した環境で過ごせる態勢を構築する。また、長期化の可能性のある避難生活等における女性の悩み相談に対応するため、女性相談員等による相談態勢を構築する。

所管部：危機管理室・健康福祉部・子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
構築	検討	構築	構築	
	事業費(百万円)	4	4	

【085】地区防災運営協議会の設置・運営支援

災害時における迅速な協力態勢を構築し、地域の防災意識・結束力の向上を図るため、地区防災会議を主体に、民生委員等地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」の設置を促進するとともに活動を支援する。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
19地区	8地区	11地区	11地区	
	事業費(百万円)	7	7	

☆【086】切れ目のない防災意識の向上推進事業

災害時における自助・共助の理念を強化するため、未就学児から大学生までそれぞれの段階に応じた防災教育を行う。また、ファミリー層の防災意識向上を図るため、スマートフォン用アプリを活用した防災情報の提供、親子向け防災教室の開催及び(仮称)防災フェスタを開催する。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	65	41	24

【087】防災協定の締結

災害発生時において、私立学校、民間企業・団体等及び地方都市からの円滑な協力を得られるよう、すでに締結済みの協定を見直すとともに、新たに、災害時に相互に協力するための協定を締結する。

所管部：危機管理室・各所管部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

☆【088】防犯対策サポート事業

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進するため、子ども向け防犯教室や振り込め詐欺に関する講話を行う。また、パトロールボランティア団体等の活動支援として、ホットスポット・パトロール実習を行う。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	78	43	35

【089】防犯設備整備補助事業

地域における安心・安全な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図るため、町会・自治会、共同住宅の管理組合等が、防犯カメラ等防犯設備を整備する費用の一部を助成するとともに、自主的な防犯活動を支援する。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 町会・自治会 181 団体	41 団体	140 団体	140 団体	
共同住宅 327 件	72 件	255 件	130 件	125 件
	事業費(百万円)	533	495	38

3-3

利便性の高い総合的な交通体系の整備



北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

■ 現状と課題

利便性の高い総合的な交通体系の整備は、安全で快適な区民生活の基礎となるとともに、今後ますます活性化する人や物の円滑な流れを支え、都市活動、地域活動の活性化を促します。北区は、都心・副都心とさいたま新都心との中間に位置し、これらの都市間を結ぶ鉄道や主要幹線道路などの広域交通網が発達しています。

公共交通については、JR、地下鉄、都電やバス路線網の整備が進み、比較的利便性の高い状況にあります。「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」の結果からも、「通勤・通学の便利さ」の満足度は高く、区民に北区の交通利便性が高く評価されていることがわかります。

一方、道路網の整備については、首都高速中央環状線王子南出入口が平成26年度（2014年度）末に完成予定であり、環状8号線など都市間の広域交通を担う主要幹線道路も整備がほぼ完了していますが、地域の交通を担う都市計画道路などの幹線道路の整備は立ち遅れている状況にあります。

地域間を結ぶ幹線道路は、区内交通の骨格となるだけでなく災害時における延焼遮断帯や避難路となり、災害に強い都市構造を確保し、地域の防災性を高めるために重要な役割も果たします。また、地域内の交通を支える生活道路は、良好な住環境や地域コミュニティを形成するといった日常生活の中心となる役割を担っています。

これらを整備することにより、住宅地への通過交通の流入を抑制し、歩行者の安全性や快適性を確保するとともに、交通渋滞の緩和やバス交通の定時性の確保、防災性の向上などを図る必要があります。特に、密集市街地における生活道路は、消防活動などの空間や安全な避難経路を確保する観点からも早急に整備することが求められています。



幹線区道拡幅（赤羽台）

そして、幹線道路や生活道路がそれぞれの機能を十分発揮できるように、バリアフリー化を図りつつ、体系的な道路ネットワークの整備を推進する必要があります。

一方、既存の道路や橋梁の管理に目を向けると、高度経済成長期の自動車交通の増加にあわせて道路が集中的に整備されたため、老朽化が進んでいます。橋梁については、予防的な修繕及び計画的な架け替えに転換していく国の方針を受け、平成21年度（2009年度）に橋梁の長寿命化修繕計画を策定しました。道路についても、平成24年（2012年）12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、国は道路構造物の老朽化問題に対する維持管理・更新への取り組みを積極的に進めるため、平成25年度（2013年度）に道路ストックの総点検として、第三者被害が想定される街路灯、道路標識、道路擁壁や道路の下の空洞調査などを実施していく方針を打ち出しています。

区においても平成26年度（2014年度）から平成27年度（2015年度）にかけて、道路ストックの点検を行う予定です。今後も、道路や橋梁などの老朽化が進む中、道路ストックの適正管理のしくみづくりを検討していくことが必要です。

JR 埼京線十条駅周辺においては、木造住宅密集地域の中を埼京線が南北に貫通し、地域を分断しているため、東西交流や沿線の効率的な土地利用が阻害され、地域の活性化や防災性の向上に大きな障害となっています。また、踏切の遮断による慢性的な交通渋滞の発生や踏切事故も懸念されます。

そのため、埼京線十条駅付近の道路と鉄道の立体交差化を早期に事業化し、道路交通の円滑化と利用者の安全性を確保するとともに、東西交通によるにぎわいの拠点整備を進めることが求められています。

平成20年（2008年）6月には、今後、新規着工準備に向けて取り組む「事業候補区間」に位置づけられ、また、平成27年（2015年）には十条駅付近沿線まちづくり基本計画を策定しました。引き続き早期に立体化に着手できるよう東京都と連携して取り組むとともに、立体化事業と調和を図りながら駅周辺のまちづくりを進めていく必要があります。

このような道路の整備と同時に、関係機関と連携して、自動車から公共交通への利用を促し、自動車交通量を抑制することも必要です。

北区の高齢化率は、平成26年（2014年）4月1日現在25.2%で、今後もさらに高齢化が進行していくことが見込まれています。本格化する超高齢社会において、だれもが安心して快適に移動できるまちを実現するため、交通施設のさらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や、公共交通網の充実を進めることが求められています。

交通施設のバリアフリー化では、駅施設でエレベーターやエスカレーターなどの設置が実現されつつあるものの、だれもが安心して公共交通機関を利用できるまでには至っていません。交通事業者と連携した、鉄道とバスなどの乗り継ぎの円滑化と、だ

れもが利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備を進めることで、さらなる公共交通機関の安全性と利便性の向上を図る必要があります。

公共交通網の充実については、台地部と低地部に大きく分かれる北区の地形的特性などをはじめとして、今後、区内をさらに移動しやすくすることが求められています。そのため、崖線による東西間の高低差の移動や公共交通機能向上地域などを中心に、民間事業者とも連携しながら交通手段の確保について検討する必要があります。

また、環状方向に計画しているエイトライナー・メトロセブン[※]などの新たな交通機関の導入を推進することも必要です。

自動車・自転車利用の適正化という点では、これまで駐車場・自転車駐車場の整備を進めるとともに、違法駐車、放置自転車の防止について区民との協働により積極的に取り組んできました。



自転車駐車場の整備（西ヶ原）

しかし、違法駐車や放置自転車はあとを絶たず、車椅子や視覚障害者などの通行の妨げになるだけでなく、緊急車両の進入の障害や交通事故の原因となるなど、安全で快適な区民生活にとって大きな障害となっています。

特に交通の輻湊が予想される駅周辺などでは、交通環境の向上を図るため、関係機関や民間事業者と協力して駐車場や自転車駐車場を確保するとともに、駐車モラルの向上などの様々な対策を図ることにより、違法駐車や放置自転車の防止に努めていく必要があります。

また、自転車は近距離の移動に適した環境に優しい交通手段ですが、利用しやすい環境づくりという点では、「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、「駐輪場の整備」は比較的重要な施策に位置づけられている一方、満足度においては大変厳しい評価となっています。駅周辺などの放置自転車整理（禁止）区域では、放置自転車を防止するため、撤去の強化や自転車駐車場の整備を進めるとともに、空きのある自転車駐車場への案内などソフト面の対策を図る必要があります。

さらに、道路の狭い歩行空間や段差の解消、無電柱化の推進などによる快適で安全な歩行空間の確保や自転車が安心して走れる空間の整備など、歩行者・自転車が利用しやすい環境づくりを図る必要があります。

※ エイトライナー・メトロセブン

エイトライナーは環状8号線を通る鉄道構想、メトロセブンは環状7号線東部地域を通る鉄道構想。これらをつなぐと、羽田空港から赤羽を經由し葛西臨海公園に至る23区周辺を結ぶ環状方向の鉄道を整備することができる。

■ 施策の方向

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

① 体系的な道路ネットワークの形成

- ♡ 幹線道路や生活道路などの新設・拡幅により、道路網の体系的な整備を進め、だれもが活動しやすい交通基盤の整備を図ります。
- ♡ 十条駅周辺のまちづくりを進める中で、踏切による交通障害を解消し、円滑な道路交通の確保を図るため、駅付近の道路と鉄道の立体交差化を関係者に強く働きかけながら推進し、実現します。また、十条駅付近沿線まちづくり基本計画に基づいた、立体交差事業に調和したまちづくりを進めます。
- ♡ 地域特性に応じたまちづくり事業を進める中で、バリアフリー化に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化や歩道のセミフラット化を推進するとともに、自転車走行空間の確保や防災性の向上に配慮した道路の拡幅整備を進めます。

② 道路ストックの適正な管理

- ♡ 道路や橋梁などの老朽化に対し、適正に管理をするため第三者被害が想定される街路灯、道路標識、道路擁壁や道路の下の空洞調査、橋梁の健全度調査などを実施し、道路ストックを適正に管理できるしくみを構築するとともに、計画的な橋梁の架け替えに取り組みます。

③ 自動車交通量の抑制

- ♡ 慢性的な渋滞の緩和や生活道路への流入を防ぎ、安全で円滑な道路交通を確保するため、関係機関と連携して広域的な交通量抑制対策に取り組みます。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

① 公共交通機関等の整備・充実

- ♡ 高齢化など社会環境の変化に対応する公共交通網の充実策の一つとして、民間事業者とも連携しながら交通手段の確保について検討します。また、鉄道及び都電、バスについても利便性・快適性の向上を事業者に要請します。
- ♡ 交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進めます。
- ♡ 新たな交通手段として、エイトライナーやメトロセブンによる区部環状方向への地下鉄導入を関係区とともに推進します。

② 利用者にやさしい交通施設の整備

- ❧ 高齢者や障害者など、だれもが移動しやすいまちづくりを進めるため、鉄道駅周辺へのエレベーターなどの設置や、わかりやすい案内標識の設置を推進します。
- ❧ 超低床式バスの導入、バス停などの施設改善の促進や鉄道駅のエレベーターなどの利用者にやさしい交通施設の整備を事業者に要請します。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

① 違法駐車・放置自転車の防止

- ❧ 違法駐車や放置自転車をなくし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動を充実するとともに、放置自転車の撤去を強化します。また、違法駐車などの防止に関する施策を推進します。

② 駐車場・自転車駐車場の整備

- ❧ 放置自転車の多い赤羽駅、王子駅などを中心とした自転車駐車場の整備に加え、空きのある自転車駐車場への案内などのソフト事業を積極的に進めます。
- ❧ 交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備を図ります。
- ❧ 民営自転車駐車場助成事業の活用などにより駅周辺の自転車駐車場の整備を促進します。

③ 歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり

- ❧ 歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間を創出するため、駐輪対策などの取り組みと連携を図った自転車走行空間の整備計画を策定します。

■ 施策体系図：利便性の高い総合的な交通体系の整備

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 体系的な道路ネットワークの形成		【090】 都市計画道路新設・拡幅整備
① 体系的な道路ネットワークの形成	幹線道路等の整備	【091】 幹線区道新設・拡幅整備
	十条駅付近の鉄道立体交差化の実現	【092】 (仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備
	まちづくりと一体となった道路整備	【093】 十条駅付近連続立体交差事業
		【094】 無電柱化事業の推進
② 道路ストックの適正な管理		【095】 幹線区道のバリアフリー化 (滝野川桜通り)
	道路ストックの適正な管理	【096】 路面下の空洞調査
③ 自動車交通量の抑制		【097】 橋梁整備
	自動車交通量の抑制	再掲 024 鉄道のまち北区プロジェクト (要請) 十条駅付近立体交差事業 (要請) 都市計画道路の整備促進
(2) 公共交通機関の利便性の向上		
① 公共交通機関等の整備・充実	公共交通の利便性・快適性の向上	【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業
	駅前広場の整備推進	【099】 駅周辺へのエレベーター等の設置
	エイトライナー、メトロセブンの導入促進	【100】 区内交通手段の確保
② 利用者にやさしい交通施設の整備		(要請) 交通システム等の整備促進
	だれもが移動しやすいまちづくりの推進	
	利用者にやさしい交通施設の整備	
(3) 自動車・自転車利用の適正化		
① 違法駐車・放置自転車の防止	違法駐車等防止施策の推進	【101】 総合的な駐輪対策の推進
		【102】 自転車ネットワーク計画の策定
② 駐車場・自転車駐車場の整備	駅周辺の自転車駐車場の整備	(要請) 放置自転車対策の推進
	交通事業者等への協力要請	(要請) 自転車ネットワークの整備促進
	民営自転車駐車場整備の促進	
③ 歩行者・自転車利用しやすい環境づくり		
	自転車走行空間の整備計画の検討	

■ 計画事業

【090】 都市計画道路新設・拡幅整備

都市機能の充実と効率的な都市活動を確保するため、交通需要の動向に対応しながら、都市計画道路を整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3 路線完成 2 路線着手・継続	3 路線継続	3 路線完成 2 路線着手・継続	2 路線完成 2 路線着手・継続	1 路線完成 2 路線着手・継続
(内訳) 補助 181 号線	継 続	完 成	完 成	
補助 87 号線	継 続	完 成	完 成	
区画街路 3 号線	継 続	完 成	継 続	完 成
(仮称) 鉄道付属街路 ・鉄赤付 1～6 号線	—	着手・継続	着手・継続	継 続
補助 243 号線	—	着手・継続	—	着手・継続
	事業費(百万円)	13,420	5,011	8,409

※【094】「無電柱化事業の推進」の計画事業費を含む。

【091】 幹線区道新設・拡幅整備

地域交通の円滑化及び地域環境の保全等を図るため、幹線区道を新設・拡幅整備する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
2 路線完成	2 路線継続	2 路線完成	1 路線完成 1 路線継続	1 路線完成
(内訳) 赤羽連続立体交差 神谷道	継 続	完 成	完 成	
中央図書館前道路	継 続	完 成	継 続	完 成
	事業費(百万円)	1,330	641	689

※中央図書館前道路の拡幅整備は、都営王子本町アパートの建替えにあわせて事業を推進する。

☆【092】（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備

旧北王子支線の廃止に伴い、線路用地を鉄道の面影を残して観光に資するような遊歩道として整備する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完 成	協 議	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	687	687	

【093】十条駅付近連続立体交差事業

円滑な東西交流と駅周辺の交通機能の向上を図るため、十条道踏切など6踏切の連続立体交差化の事業化を関係機関に働きかけながら推進し、実現する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

【094】無電柱化事業の推進

安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出及び都市防災機能の強化など、良好な住環境の形成を推進するため、都市計画道路や主要な幹線区道の新設・拡幅整備と合わせ、道路上に架設されている電線類について電線共同溝等の整備により無電柱化を推進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
4 区間完成 2 区間着手・継続	4 区間継続	4 区間完成 2 区間着手・継続	2 区間完成 3 区間着手・継続	2 区間完成 2 区間着手・継続
(内訳) 補助 181 号線 整備区間	継 続	完 成	完 成	
補助 87 号線 整備区間	継 続	完 成	完 成	
区画街路 3 号線 整備区間	継 続	完 成	継 続	完 成
(仮称)鉄道付属街路 ・鉄赤付 1～6 号線 整備区間	—	着手・継続	着手・継続	継 続
補助 243 号線 整備区間	—	着手・継続	—	着手・継続
中央図書館前道路 整備区間	継 続	完 成	継 続	完 成
	事業費(百万円)	※ 事業費は、【090】都市計画道路新設・拡幅整備、【091】幹線区道新設・拡幅整備に計上している。		

【095】幹線区道のバリアフリー化(滝野川桜通り)

高齢者や障害者等の移動円滑化を促進するため、滝野川桜通りのバリアフリー化を行う。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完 成	準 備	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	508	508	

※ 関連する事業として、【071】「板橋駅周辺のまちづくりの促進(駅前広場整備)」がある。

☆【096】路面下の空洞調査

道路陥没の原因となる路面下の空洞について、一定幅員以上の区道を対象に空洞調査を実施し、第三者被害を防止する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
調 査	準 備	調 査	調 査	調 査
	事業費(百万円)	137	68	69

【097】橋梁整備

道路網の整備を図るため、老朽化した橋梁を架け替え、道路橋を整備する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3 橋完成	2 橋継続 1 橋準備	3 橋完成	2 橋継続 1 橋完成	2 橋完成
(内訳) 新 田 橋	継 続	完 成	継 続	完 成
十条跨線橋	継 続	完 成	継 続	完 成
新 柳 橋	準 備	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	8,682	5,790	2,892

※この他に、石神井川護岸工事にあわせ、豊石橋、新堀橋の架け替えが予定されている。

【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業

鉄道駅のエレベーター、ホームドア等の設置費用の一部を補助する等、公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
エレベーター 6駅6ルート完成 4駅4ルート協議	2駅2ルート完成 1駅1ルート協議 4駅4ルート検討	4駅4ルート完成 4駅4ルート協議	3駅3ルート完成 1駅1ルート協議 4駅4ルート検討	1駅1ルート完成 4駅4ルート協議
(内訳) 板橋駅	1ルート協議	1ルート完成	1ルート完成	
駒込駅	1ルート検討	1ルート完成	1ルート完成	
北赤羽駅	1ルート検討	1ルート完成	1ルート完成	
東十条駅	1ルート検討	1ルート完成	1ルート協議	1ルート完成
尾久駅	1ルート検討	1ルート協議	1ルート検討	1ルート協議
赤羽駅	—	1ルート協議	1ルート検討	1ルート協議
王子駅	—	1ルート協議	1ルート検討	1ルート協議
田端駅	—	1ルート協議	1ルート検討	1ルート協議
ホームドア 京浜東北線各駅 2駅4列完成 その他駅検討	—	2駅4列完成 その他駅検討	2駅4列完成 その他駅検討	その他駅検討
(内訳) 赤羽駅	—	2列完成	2列完成	
王子駅	—	2列完成	2列完成	
その他駅	—	検 討	検 討	検 討
	事業費(百万円)	462	462	—

【099】 駅周辺へのエレベーター等の設置

公共交通へのアクセスのバリアフリー化と、鉄道横断施設の安全性と快適性を確保するため、区道部分などにエレベーター等の昇降機を設置する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3 駅 7 カ所設置	3 駅 4 カ所設置 1 駅 1 カ所継続	2 駅 3 カ所 設置	1 駅 1 カ所設置	1 駅 2 カ所設置
(内訳) 田端駅周辺(2カ所)	1カ所設置 1カ所継続	1カ所設置	完 成	
東十条駅周辺 (4カ所)	2カ所設置 事業費(百万円)	2カ所設置 599	— 298	完 成 301

【100】 区内交通手段の確保

高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して移動できるまちづくりを進めるため、崖線による東西間の高低差の移動や公共交通機能向上地域等を中心に、既存の民間事業者等と連携しながら交通手段の確保に向けた取り組みを行う。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) モデル運行1路線 経路見直し1路線	モデル運行1路線 (継続)	モデル運行1路線 経路見直し1路線	モデル運行1路線 (継続・検討) 経路見直し1路線 (着手)	経路見直し1路線 (継続・検討)
民間事業者等との路 線網調整	— 事業費(百万円)	推 進 110	推 進 44	推 進 66

【101】総合的な駐輪対策の推進

放置自転車を解消し、駅周辺の交通環境を改善するため、従来の自転車駐車場整備に加え、休日撤去のモデル実施や放置自転車対策の啓発等の多様なソフト事業を実施し、総合的な駐輪対策を推進する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 自転車駐車場の整備	推 進	推 進	推 進	推 進
休日撤去の モデル実施	—	着手・推進	着手・推進	推 進
放置自転車対策の 啓発事業	—	着手・推進	着手・推進	推 進
	事業費(百万円)	412	412	—

☆【102】自転車ネットワーク計画の策定

道路の幅員や利用状況に応じ、自転車道や自転車レーンなどの整備手法と安全性・利便性向上の視点から選定した自転車ネットワーク計画を策定する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
策 定	—	策 定	策 定	
	事業費(百万円)	16	16	

3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり

北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。

そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

■ 現状と課題

我が国では光ファイバー等の情報通信基盤の整備が進んでおり、世界で最も安価な水準でブロードバンドサービス利用が可能な状況になっています。ブロードバンド利用環境は、平成 26 年(2014 年)3 月末のサービスエリアの世帯カバー率で 100%となっています(総務省:ブロードバンドの利用環境(推計))。また、平成 25 年(2013 年)の 1 年間にインターネットを利用した人は推計 10,044 万人で、人口普及率は 82.8%となっています。年齢別では 13～59 歳の年齢層は 9 割を超えており、60 歳以上ではまだ 7 割台以下ですが増加の傾向にあります。平成 25 年(2013 年)末の情報通信機器普及状況では、パソコン保有率が 81.7%で平成 21 年(2009 年)末の 87.2%をピークに低下している一方、スマートフォン(62.6%)、タブレット型端末(21.9%)の保有が急速な伸びを示し、それらによるインターネット利用は前年比で倍増しています(以上、総務省:平成 25 年通信利用動向調査)。

このように、全体として国民生活にブロードバンド利用は浸透してきていますが、経済協力開発機構(OECD)加盟国中では 16 位と、いまだ十分とはいえない状況にあります(OECD:平成 22 年 6 月)。

この状況を踏まえ、平成 25 年(2013 年)6 月に、国は「世界最先端 IT 国家創造宣言」(以下「創造宣言」という。)を閣議決定し、我が国がブロードバンドを中心に情報通信のインフラ整備においては世界最高水準に達しているが、利活用面では不十分であるという反省に立ち、今後世界最高水準の IT 社会の実現をめざすことを宣言しました。その中で、めざすべき社会・姿の柱として取り組む 3 項目の一つに「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」をあげています。「国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献」が求められ、自治体においても ICT^{*}をさらに活用していく考え方が示されました。

また、社会保障・税番号制度は関連法が平成 25 年(2013 年)5 月に成立して導入

が決まりました。この制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるもので、住民の行政手続き負担軽減に加え、個人番号カード（ICカード）の交付や「マイ・ポータル」の設置が予定されています。「マイ・ポータル」では、インターネットで自己情報利用状況の確認、行政手続きのワンストップサービス、行政が積極的に利用者へ情報を提供するプッシュ型サービスなどが考えられており、住民の利便性が飛躍的に向上します。

これらの新たな取り組みを踏まえ、国は今後の電子自治体のあり方について有識者による「電子自治体の取り組みを加速するための検討会」を平成 25 年（2013 年）7 月に設置して、平成 18 年度（2006 年度）に策定した「新電子自治体推進指針」改訂の検討に着手しました。

区では、これまで施設へ通信ネットワークを整えて端末設置を進めるとともに、情報システムの開発や運用の充実に取り組み、情報通信基盤を整備してきました。区内には光ケーブルなどが整備され、地元ケーブルテレビ局によるインターネット契約件数も年々増加しています。

区民の情報通信利用も拡大してきており、北区公式ホームページのアクセス件数は年間 2 千万件を超え、開かれた区政の窓口となっています。また、図書館図書予約システム、文化・スポーツ施設利用予約システム、粗大ごみ収集申込システム等のオンラインによる申請、申込、届出等の利用率も年々上昇して、これらの手続き総件数に占める割合は平成 25 年度（2013 年度）には 17.2% となっています。これらホームページへのアクセス件数やオンライン申請等の利用の伸びは、整備された情報通信基盤を利用して情報活用能力が着実に向上していることを示しています。

しかし、いまだ区民の情報通信の利活用が十分とは言えない現状を受け止め、多角的多面的な視点から分析し、推進策を検討していかなければなりません。

そこで、北区の情報化に関わる課題への対応の指針である北区情報化基本計画については、情報通信技術の急激な進展や国の施策の動向等の環境変化にあわせて改定します。

まず、区民の利用しやすい情報通信基盤の整備を進めるために、電子申請や電子入札などオンラインによる行政手続きや相談機能を拡充し利用しやすく整備する必要があります。また、社会保障・税番号制度の「マイ・ポータル」によるワンストップサービス・プッシュ型サービスや、「個人番号カード」を積極的に活用し、区民の利便性向上への取り組みが必要となります。さらに、タブレット型端末など増加するモバイル通信に、民間の公衆無線 LAN 基盤の誘致による整備等が求められています。

そして、区の情報通信基盤の高度化には、日進月歩で進展する情報通信技術で効果的、効率的なものは積極的に導入・活用を検討するとともに、「創造宣言」に基づく国の施策の具体化や社会保障・税番号制度導入をとらえて推進していくことが必要で

す。一方、ホームページ改ざんや標的型攻撃など情報セキュリティに対する脅威の増大には、情報システムの安定した運営と個人情報保護の観点から、情報通信基盤のセキュリティを強化していくことが重要です。また、電子区役所機能を充実させ、だれもが安心して利用できる区民サービスと簡素で効率的でスピード感のある区政運営を実現していくことが求められています。平成27年（2015年）2月には、さらなる利便性の向上やICTの活用、セキュリティ対策の強化を図るため、北区公式ホームページの全面的なリニューアルを行いました。



リニューアルした北区公式ホームページ

さらに、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受し、活用できるようにするための取り組みの強化が求められています。また、情報通信利用が拡大する中で、情報セキュリティや情報モラルの問題の一層の深刻化が見込まれるため、安全・安心への対応も不可欠です。「創造宣言」の「国民全体のITリテラシーの向上」の中でも、ITの利活用により子どもから高齢者まで、そのメリットを享受して豊かな生活が送れるように、情報セキュリティや情報モラルに関する知識を含めて取り組むこと、そして、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年代層別にITに関する知識を身に付けるための取り組みを推進することとされています。

そこで、高齢者や障害者など情報弱者へのサポートに重点を置き、情報利活用を支援していく必要があります。また、これから高度情報社会を担う子どもたちには、情報化に主体的に対応できるよう、教育用ICT機器を整備し、情報セキュリティや情報モラルも含めた情報活用能力を向上させる学校教育を一層推進していくことが必要です。区民がICTを有効活用することで、区民、民間事業者、地域で活動する様々な団体と協働して、コミュニティの活性化や子育て支援、高齢者福祉、防災・防犯など、地域が抱える課題の解決に役立てていくことが期待されます。



教育用ICT機器の整備（電子黒板）

※ ICT (Information and Communication Technology)

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (Information Technology: 情報技術) の方が普及しているが、国際的にはICTの方が利用されている。「コミュニケーション」が具体的に表現されている点に特徴がある。情報を共有するという点で一層ユビキタス・ネットワーク社会に合致した表現として、日本でも総務省の「IT政策大綱」が平成16年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、定着しつつある。

■ 施策の方向

(1) 情報通信基盤の整備

① 区民が利用しやすい情報通信基盤の整備

- ✧ 電子申請や電子入札など、オンラインによる行政手続きをさらに充実させ利用しやすくします。
- ✧ 社会保障・税番号制度導入に伴い設置が予定される「マイ・ポータル」によるワンストップサービス・プッシュ型サービスや、同じく交付が予定されている個人番号カードの活用を図ります。
- ✧ モバイル機器によるブロードバンド利用の一層の拡大に向けて、民間による公衆無線 LAN 基地局の整備など、新たな情報通信基盤の誘致を検討します。
- ✧ 公共データの民間開放（オープンデータ）等を検討します。

② 区政の高度情報化

- ✧ クラウドや仮想化など、新しい技術の情報通信基盤への導入を検討します。
- ✧ 社会保障・税番号制度など、新しい制度の導入に向けた情報通信基盤の整備を推進します。
- ✧ 個人情報の保護をはじめ増大する情報セキュリティの脅威に対応し、災害にも強い、安全・安心な情報通信基盤の整備を推進します。
- ✧ 電子区役所機能を充実し、だれもが安心して利用できる区民サービスと簡素で効率的でスピード感のある区政運営を実現します。

(2) 情報活用能力の向上

① 情報活用能力の向上

- ✧ 区立小・中学校の ICT 環境を整備し、日常的な活用を支援するとともに、情報セキュリティや情報モラルも含めた情報教育を推進します。
- ✧ パソコン操作から情報セキュリティ対策、情報モラルまで、高齢者や障害者へのサポートをはじめ、区民の情報活用能力向上のための機会や情報を、公民の適切な役割分担のもとに提供します。
- ✧ 利用者の特性に応じた ICT の活用により、区民、民間事業者、地域で活動する様々な団体との人的ネットワークづくりや多様な地域課題の解決に向けた取り組みを支援するなど、地域情報化を推進します。

■ 施策体系図：情報通信の利便性の高いまちづくり

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 情報通信基盤の整備		再掲 032 外国人ウェルカム商店街事業 再掲 083 総合防災高度情報通信システムの導入 (要請) 社会保障・税番号制度の導入への対応
① 区民が利用しやすい情報通信基盤の整備	行政手続きのオンライン化の充実	
	社会保障・税番号制度導入に伴う「マイ・ポータル」等の活用	
	新たな情報通信基盤の誘致検討	
	公共データの民間開放の検討	
② 区政の高度情報化	新しい技術の情報通信基盤への導入検討	
	新しい制度の導入に向けた情報通信基盤の整備	
	安全・安心な情報通信基盤の整備	
	電子区役所機能の充実	
(2) 情報活用能力の向上		
① 情報活用能力の向上	情報教育の推進	
	区民の情報活用能力の向上	
	ICTを活用した地域情報化の推進	



北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良質な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

■ 現状と課題

本格的な少子高齢化、人口減少社会が到来するなか、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、国は、平成23年（2011年）に「住生活基本法」に基づき策定した「住生活基本計画（全国計画）」の見直しを行いました。具体的には住宅の広さなどハード面に加え、住生活の安心を支えるサービスの提供など、ソフト面の充実による住生活の向上が掲げられました。また、密集市街地の整備など、住宅ストックの管理・再生対策の推進についても言及されています。

東京都では、同じく平成23年（2011年）に「東京都住宅マスタープラン」を見直し、首都東京にふさわしい高度な防災機能を備えた住居の実現と、住宅の既存ストックが抱える問題解決のための対策について言及しています。

北区においては、平成22年（2010年）3月に「北区住宅マスタープラン2010」を策定し、子育て世帯や高齢者が安心して住み続けられる住まい・環境づくりや、にぎわいのある住みやすいまちとして維持・発展していくための魅力あるまちづくりを進めていくこととしています。

このような、住宅・住環境を取り巻く状況の変化、国や東京都における住宅政策の動向などに対応して、北区の住宅政策について基本的な考え方を示すとともに、北区の特性を生かした住まいづくりを進める必要があります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、8割近くの区民が北区に愛着を感じていると回答し、8割を超える区民が北区に住み続けたいと回答しています。

一方、転居希望者の理由では「現在の住宅に不満がある」（23.9%）が最も多く、次いで、「自分の家を持ちたいから」（17.4%）、「親や家族の事情から」（15.9%）などが挙げられ、北区を転出する理由の大きな要因として、住宅問題が関わっていることがわかります。

今住んでいる住宅の満足度では、約6割が満足とする一方で、約3割が不満と回答し、

不満の理由は「建物が古い」「住宅が狭い」「家賃・地代が高い」などが挙げられています。これらを踏まえ、適切な住宅施策を進めていく必要があります。

子育てファミリー層・若年層の定住促進は、人口の増加につながるるとともに、学校などを通じて地域コミュニティへの参加が増加し、まちのにぎわいや地域コミュニティの形成に、大きく寄与します。区では、子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得等をした場合や、高齢者等に配慮した三世帯同居のための住宅を建設する場合に、建設費等の一部を助成するなど、子育て世帯の支援について、様々な取り組みを行ってきました。地域の活力を維持・発展させていくために、子育てファミリー層・若年層の定住促進は重要な課題であり、北区がにぎわいのある、住みやすいまちとして維持・発展していくためには、子育て世帯の定住化につながる良質な住戸の供給・誘導を進めていく必要があります。核家族化が進む中、悩まず安心して子育てができるよう、子育てを支える環境の整備と、居住水準の向上を図る必要があります。

一方で、高齢者数の増加とともに高齢化率は増加傾向にあり、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在の高齢化率は 25.2%となっています。

「北区人口推計調査報告書（平成 25 年 3 月）」によると、高齢化率については今後もさらに伸び続け、平成 29 年（2017 年）には 27.0%に達すると同時に、後期高齢者人口が前期高齢者人口（65～74 歳人口）を上回ると見込まれています。さらに、世帯規模の縮小化も進行し、一人暮らしの高齢者の増加も見込まれます。

高齢者・障害者一人ひとりが住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいをもって生活できるよう、保健・医療・福祉との連携強化を図るとともに、安心して住み続けられる、住まい・環境づくりが必要です。

平成 19 年（2007 年）に制定された「住宅セーフティネット法」に基づく、住宅困窮者に対する賃貸住宅の確保について、公的賃貸住宅をはじめとした既存住宅のストック活用を検討していく必要があります。また、平成 22 年（2010 年）に実施した「空き家の実態調査」によると、空き家になったきっかけは、「貸借人などの入居者が退去し、後の貸借人が入らないため」が、約 6 割を占めています。

さらに、空き家は防犯・防災面への対応も必要となります。リフォーム支援などにより適正修繕を促し、民間事業者が提案する空き家対策事業（コレクティブハウス等^{*}）の活用を促すなど、空き家の総合的な対策が必要となります。

「東京都住宅マスタープラン」では、「首都東京にふさわしい高度な防災機能を備えた住居の実現」の一つとして、建物の耐震化の促進を挙げており、区内には、新耐震設計基準以前である昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日までに建築に着手したマンションは 107 棟あることから、耐震化の促進を図る必要があります。また、経年により大規模改修時期を迎えるマンションについては、長寿命化などに配慮した良質な住宅ストック形成が求められています。建替えが必要なマンションについては、周辺の土地

の有効活用を含めた総合的な対策を検討する必要があります。

併せて、マンション管理組合に対する支援として、相談体制の提供や助成制度の拡充も検討していく必要があります。

また、賃貸マンションについては平成23年（2011年）に実態調査を実施し、その結果に基づき平成24年（2012年）に「賃貸マンション耐震化支援事業」を事業化しました。

これまで区民の居住を支えてきた区営住宅は、経年に対する適切な対応が求められます。平成25年度（2013年度）に策定した「北区公営住宅等ストック活用及び長寿命化計画」に基づき、大規模改修時期を迎える区営住宅については、適正修繕による長寿命化を図るとともに、世帯規模に応じた間取りの検討や設備の改善を検討していく必要があります。建替え時期を迎える区営住宅については、土地の有効活用や子育て世帯・高齢者の居住支援など、様々な手法について総合的に検討し、計画的な建替えを進めていく必要があります。



区営シルバーピア（イメージ図）

また、区内には、民間住宅借上げによるシルバーピア[※]があり、順次借上げ期間が満了することから、入居者の転居先確保の対応が必要になります。

安全で快適な住まいの確保という点では、ゆとりある良好な住環境の整備が求められています。オープンスペースやみどりを確保した良好な住環境を形成するため、様々なまちづくり事業

を活用して土地利用の高度化を図り、住宅の整備と合わせた良好な住環境の形成を実現することが必要です。

とりわけ、木造住宅密集地域では、様々なまちづくり手法などの活用により、良好な住環境の整備を進めることが必要です。また、老朽化した大規模住宅団地の建替えに際しては、良質な住宅を供給するとともに、緑化・防災機能などの向上を図り、良好な住環境整備を進めることが必要です。

※ コレクティブハウス

集合住宅の形態のひとつ。独立した居住スペースの他に、居間や台所などを共同で使用できるスペースを備えたもの。住民同士の交流や、子育て・高齢者などの生活支援に有効とされている。一般的には、一住宅に対し「リフォーム、入居者募集・管理」を、事業者が住宅所有者に負担をかけない方法で実施するもの。

※ シルバーピア

日常生活可能な高齢者が安全かつ快適な生活が送れる集合住宅

■ 施策の方向

(1) 良質な住宅の供給

① 民間住宅の供給誘導

- 民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進します。
- 住宅の建設、建替えにあたっては、バリアフリー化、耐震化、長寿命化や環境に配慮した建築を誘導し、良質な住宅ストックの形成を図ります。

② 公的住宅の供給・維持管理

- 公的賃貸住宅（都営住宅、都市再生機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請します。
- 区営住宅については、収入基準に従った適正入居や福祉施策との連携などにより、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅への困窮度が高い世帯の居住の安定を図ります。
- 既存の区営住宅については、適切な修繕等の計画的な実施による長寿命化を図るとともに、世帯規模に応じた住み替えや施設の改善など、住宅ストックの有効活用を図ります。
- 建替え時期を迎える区営住宅については、土地の有効活用など、様々な建替え手法を総合的に検討するとともに、居住者のための生活支援施設等の併設について、検討していきます。
- 民間住宅を借上げている高齢者単身用のシルバーピアは、順次借上げ期間満了となるため、区営シルバーピアを建設し高齢者の居住の安定化を図ります。

③ 住宅の維持管理・建替えの支援

- 安全で快適な居住環境を確保するため、建物耐震化の促進やリフォームを支援します。
- 分譲マンションの適正な維持管理を図るため、相談体制の提供や助成制度の活用により、管理組合支援を図ります。

(2) 良好な住環境の整備

① まちづくり事業と連動した住環境の整備

- 様々なまちづくり事業を活用して、住環境整備を図ります。木造住宅密集地域では主要生活道路及び公園の整備や共同建替えの促進等を行う住宅市街地総合整備事業等を適用し、地域特性に応じたまちづくりに取り組んでいきます。

- ✧ 居住世帯のない住宅（空き家など）については、平成22年度（2010年度）に実施した「空き家の実態調査」の結果などを踏まえ、危険な老朽空き家等に対して、除却費用の一部助成を行うとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、指導・助言・勧告等を行っていきます。
- ✧ 良好な住環境を保全するため、住民の合意形成の上、建替えなどにおけるまちづくりのルールを定めた地区計画制度の適用を検討します。

② みどり豊かな住環境の整備

- ✧ 民間事業者との協働により、住宅等の整備にあわせ、周辺に緑地やオープンスペースの確保を求めるなど、より良い住環境の整備を誘導します。
- ✧ 土地利用転換により住宅が建設される場合は、地区計画制度の活用などにより、位置付けを明確にして、みどり豊かな住環境を誘導します。

③ 大規模住宅団地の建替え・再生

- ✧ 老朽化した大規模住宅団地の建替え・再生にあたっては、道路、公園その他の公共施設の再配置を進めます。
- ✧ 避難広場（避難場所）としての機能を確保し、防災性の向上を図ります。
- ✧ 都営住宅や都市再生機構住宅の建替え・再生にあたっては、高齢者、障害者、子育て世帯向けの住宅供給や生活支援施設等の併設など、住宅セーフティネットとしての役割を十分に果たすよう要請していきます。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

① 子育て世帯・若年層の定住促進

- ✧ 集合住宅の建設時に、ファミリー向け住宅の整備を促進します。
- ✧ 北区に転入する子育て世帯・若年層への定住促進を検討していきます。

② 子育て世帯の居住継続の支援

- ✧ 子育て世帯の居住水準向上と定住化の促進を図るため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援します。
- ✧ 子育て支援や教育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進めます。

③ 高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

- ✧ 高齢者や障害者が、より良い住宅環境を確保し、安心して暮らせるよう支援します。
- ✧ 高齢者の継続的な居住を支えるため、高齢者が安心して住み続けることのできる住宅の提供を促進します。

- 🌸 東京都や都市再生機構などと連携し、高齢者の居住環境の改善策を検討します。
- 🌸 保健・医療・福祉との連携強化による在宅の安心居住を図ります。

■ 施策体系図：快適な都市居住の実現

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 良質な住宅の供給		【103】 地域で活躍する学生向け住宅の誘致 【104】 区営住宅の建て替え 【105】 一人ぐらし高齢者住宅建設事業 再掲 078 マンションの耐震化の促進	
① 民間住宅の供給誘導	民間による良質で多様な住宅の供給促進 良質な住宅ストックの形成		
② 公的住宅の供給・維持管理	良質で多様な公的住宅の整備誘導 住宅セーフティネット構築の推進 住宅ストックの有効活用 区営住宅の建替え手法の検討 区営シルバーピアの建設		
③ 住宅の維持管理・建替えの支援	建物耐震化の促進やリフォームの支援 分譲マンションの適切な維持・管理支援		
(2) 良好な住環境の整備			【106】 老朽家屋除却支援事業 【107】 居住可能な空き家対策の検討
① まちづくり事業と連動した住環境の整備	様々なまちづくり事業の活用 空き家対策の検討 地区計画制度の適用検討		再掲 067 王子駅周辺のまちづくりの促進 再掲 068 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 再掲 069 十条駅周辺のまちづくりの促進
② みどり豊かな住環境の整備	住宅整備に合わせた緑地やオープンスペースの確保 地区計画制度の活用		再掲 070 東十条駅周辺のまちづくりの促進 再掲 071 板橋駅周辺のまちづくりの促進 再掲 072 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
③ 大規模住宅団地の建替え・再生	大規模住宅団地の建替え・再生にあわせた公共施設の再配置推進 避難広場機能の確保 住宅セーフティネットの充実		再掲 073 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進 再掲 074 都市防災不燃化促進事業 再掲 075 防災まちづくり事業の推進 再掲 076 木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 再掲 077 木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 再掲 114 街区公園・児童遊園の新設整備 再掲 115 花いっぱいまちづくり事業

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援		【108】 子育て世帯の居住支援
① 子育て世帯の定住促進		
	ファミリー向け住宅の整備促進	再掲 006 地域密着型サービスの基盤整備
	転入する子育て世帯への居住支援	再掲 010 障害者グループホームの整備
② 子育て世帯の居住継続の支援		再掲 011 保育所待機児童解消
	子育て世帯への居住支援	再掲 012 学童クラブの定員拡大
	子育て支援策や教育環境の充実	再掲 013 保育サービスの充実
③ 高齢者・障害者世帯の居住継続の支援		再掲 014 産前産後サポート事業
	住宅の確保の支援	再掲 015 子育て応援団事業
	高齢者のための住宅の提供促進	再掲 054 区立認定こども園の設置
	関係機関と連携した高齢者の居住環境の検討	再掲 055 ICTを活用した教育の充実
	保健・医療・福祉との連携強化	再掲 056 学校の改築
		再掲 057 リフレッシュ改修工事の推進

■ 計画事業

☆【103】 地域で活躍する学生向け住宅の誘致

若年層の定住化を図るため、大学生に適した住宅の整備を誘導するとともに、入居する大学生に対して地域活動への参加を促進し、地域の活性化を図る。

所管部：政策経営部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
2カ所	—	2カ所	検 討	2カ所
	事業費(百万円)	—	—	—

【104】 区営住宅の建て替え

区営住宅の適正修繕による長寿命化など既存住宅を活用する一方で、建て替え時期を迎える区営住宅について、公営住宅のストック活用及び長寿命化計画に基づき、建て替えを実施する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
建替整備	—	建替整備	—	建替整備
	事業費(百万円)	4,291	—	4,291

【105】一人ぐらし高齢者住宅建設事業

民間住宅を借上げて高齢者に提供している高齢者住宅 15 棟（287 戸）が順次契約期間満了となるため、計画的に区営の高齢者住宅を建設する。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36年度目標)	現況 B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
287 戸 (3 カ所)	—	287 戸 (3 カ所)	75 戸 (1 カ所)	212 戸 (2 カ所)
	事業費 (百万円)	11,329	5,158	6,171

☆【106】老朽家屋除却支援事業

地震等の自然災害による被害や、管理不全な状態による事故を防止するため、危険な老朽空き家住宅を除却する費用の一部の助成を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36年度目標)	現況 B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
122 件	22 件	100 件	60 件	40 件
	事業費 (百万円)	80	48	32

☆【107】居住可能な空き家対策の検討

居住可能な空き家対策のため、関係機関などとの連携や実態調査を行うとともに、空き家の有効活用について検討を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36年度目標)	現況 B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
調査・検討	—	調査・検討	調査・検討	
	事業費 (百万円)	4	4	

【108】子育て世帯の居住支援

子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得等をした場合や、高齢者等に配慮した三世代同居のための住宅を建設する場合に建設費等の一部を助成する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 親元近居助成 2,074 件	274 件	1,800 件	900 件	900 件
三世代住宅建設助成 444 件	144 件	300 件	150 件	150 件
	事業費(百万円)	510	255	255

3-6

うるおいのある魅力的な都市空間の整備



北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

■ 現状と課題

豊かで美しい自然環境やうるおいのある都市景観は、人工的な都市空間にやすらぎやゆとりをもたらすとともに、北区の個性を演出し、地域への愛着を育み、将来へと引き継ぐべき貴重な財産です。

なかでも公園や緑地は、区民のやすらぎの場や四季折々の花やみどりにふれあえる場であるとともに、スポーツやレクリエーション活動を行うなど、日常的に人々が集い、憩い、いきいきと過ごす空間として重要な役割を担っています。また、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の防止、都市における生態系の回復など、都市環境の再生のみならず、災害時の延焼遮断機能や避難場所などの都市防災機能、さらには地域コミュニティの場など多様な機能を有しています。

こうした公園やみどりを核とした、崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワーク形成や、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出など、花・みどりあふれる美しいまち並みの形成は、区民生活に快適さや豊かさを与えるだけではなく、訪れた人にやさしいまちのイメージや魅力を高め、活力ある都市の再生、発展につながるものです。

北区では、南北に連なる崖線のみどり、荒川・隅田川・石神井川などの水辺空間、飛鳥山公園、旧古河庭園などの名勝・旧跡、都電の走る風景などが、「北区らしさ」を象徴する地域の景観資源として多くの区民に親しまれています。

これらのすぐれた都市景観を区民共有の財産とするため、北区では、平成6年（1994年）に「北区都市景観づくり条例」を制定し自主的な景観行政を進めてきましたが、平成16年（2004年）の景観法の施行を踏まえ、平成27年（2015年）に景観行政団体となり、景観計画に基づく新たな景観行政を進めることとし、特に地域特性を生かした良好な景観形成を図る必要があると認められる区域を「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の方針や基準を定め、区民・事業者とともに景観づくりを進めることとしています。

今後も、区民や事業者との協働により、地域特性を生かした魅力的な都市空間の形

成を推進することが求められており、北区のイメージをかたちづくる要素である歴史的建造物や、みどり・河川などについて、適切な維持管理・保全を図ることも必要です。

また、北区を特徴づける景観を守り、育て、創出するためには、駅前広場や道路の整備、大規模住宅団地の建替えや国公有地跡地、学校跡地等の区有地、工場跡地などの大規模敷地の土地利用転換などの機会を捉えて、それぞれの地域に応じて、うるおいとやすらぎに満ちた美しい都市空間を創出するまちづくりを進めていく必要があります。

魅力ある都市空間の形成には、区民や事業者が美しいまち並みを創造する担い手として、自主的に取り組むことも大切です。

区民一人ひとりが身の回りの景観づくりに取り組む一方で、区は様々な自主的取り組みの支援・誘導を行い、景観形成やまちの美化に対する区民意識の向上を図り、先導的な取り組みを進める必要があります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、北区のイメージについて、「便利で住みやすいまち」（56.2%）に次いで、「みどり豊かなまち」（14.8%）が挙げられています。また、「望ましい地域の将来像」については、「公園やみどりなどの多い自然と親しめるまち」が51.0%と、みどり豊かなまちづくりへの期待が最も高い結果となりました。

今後も、さらなるうるおいのある魅力的な都市空間の整備を進めるため、花とみどりの季節感あふれる公園など、魅力ある公園づくりを進める必要があります。

また、4つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、うるおいとやすらぎに満ちた水辺空間の整備を進めることも大切です。

区は、これまで、国公有地跡地などまとまりのある土地を活用して、東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地における「西ヶ原みんなの公園」の整備や、東京都下水道局浮間水再生センター内施設の上部を利用した新河岸東公園の拡張整備を行うとともに、密集住宅市街地など公園用地の確保が困難な地域では、狭あいな土地を利用したまちかど広場の整備を進め、都市の安全性向上やみどりの保全・創出



新河岸東公園

に努めてきました。また、近年では新荒川大橋緑地にシバザクラ 64,000 株を植栽し、東京都の北の玄関口として河川敷を散歩する人や、埼玉方面から北区を訪れる人々の目を楽しませています。

しかし、平成25年（2013年）4月1日現在の区民一人あたりの都市公園面積は2.76㎡と、23区平均（3.02㎡）を下回っており、継続的な公園整備が必要な状況にあります。

また、公園の分布には、低地部を中心として不足する地域が見受けられます。今後も、地域防災性の向上などの観点から地域バランスに配慮しつつ、なお一層の公園整備の取り組みが求められます。

さらに、既存公園施設の老朽化に対する安全強化・バリアフリー化を図るため、平成25年度（2013年度）に策定した公園長寿命化計画を基に、安全で快適な公園を持続させる必要があります。



美化ボランティア

公園整備や再生整備に際しては、計画段階からワークショップ方式など区民参画の手法を積極的に採用し、地域特性や区民ニーズを反映させ、区民に愛される公園の整備を進めることが必要です。また、完成した公園の花壇などの維持管理については、区民主体で行う制度を活用し、地域に親しまれる公園となるよう継続的な意識啓発や働きかけを行っていくことも大切です。

■ 施策の方向

(1) 美しいまち並みの創造

① 北区らしい景観の創出

- ♡ 北区を特徴づけるすぐれた景観を、区民とともに、積極的に守り、育て、創出します。
- ♡ 「旧古河庭園」、「飛鳥山公園」など北区を代表する景勝地周辺地区について、歴史的・文化的景観形成を進めるとともに、周辺の建物高さの規制・誘導などによる眺望の保全に努めます。
- ♡ 駅前広場や道路の整備、大規模住宅団地の建替えや国公有地跡地、学校跡地等の区有地、工場跡地などの大規模敷地の土地利用転換などのまちづくりに合わせ、すぐれた景観形成に寄与するような整備・誘導を行い、みどりに彩られた美しい都市空間づくりを進めます。
- ♡ 無電柱化を推進するとともに、違法広告物などに対する指導を進めます。また、美しいまち並み形成に寄与する、景観に配慮した建築物・工作物・広告物になるよう誘導します。

② 景観まちづくりの推進

- ♡ 区民や事業者の自主的な取り組みによる景観づくりを促進するため、景観計

画に基づき、景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進します。また、身近にあるそれぞれの地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取り組みを実施するとともに、情報の提供や相談体制の充実に努めます。

③ 美化の推進

- 区民とともに、植栽や花壇の設置を推進します。また、清潔で快適なまちを維持するため、路上喫煙や歩行喫煙などの迷惑喫煙、ごみやたばこのポイ捨て防止などについて、町会・自治会をはじめ地域の企業にも働きかけ、協働して地域美化に取り組みます。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

① 区民主体の身近な公園づくり

- 区民の交流の場として身近に親しめる、地域の特性を生かした公園づくりを進めます。
- 区民との協働による公園づくりを進めるため、公園の計画策定段階からワークショップ等の手法を活用するとともに、公園の管理に関しては、美化ボランティア制度など地域にあった方法による区民参画を推進します。

② 季節感あふれる公園づくり

- 大規模住宅団地の建替えや国公有地跡地、学校跡地等の区有地、工場跡地などの大規模敷地の土地利用転換などの際には、区民がうるおいとやすらぎを感じ、憩い、散策を楽しみ、身近にみどりとふれあうことができる公園を整備します。
- 大規模な公園・緑地やその周辺については、自然環境や歴史的資源を継承しながら、特色ある緑豊かな空間整備を進めます。また、区民に安らぎを与え、北区の魅力づくりにも寄与するお花畑やスポット的な花壇の整備を進めます。
- 地域に身近な公園については、四季折々の草花、鳥や昆虫に親しめるなど季節感にあふれた空間づくりを進めるとともに、その地域の特色を生かした公園を整備します。
- 経年による施設の老朽化や公園利用者のニーズの変化、段差などを解消するためのバリアフリー化などに対応するため、公園長寿命化計画を踏まえた施設改修を行うとともに、社会情勢の変化に配慮した公園の再生整備を進めます。
- 公園などオープンスペースが不足する地域を中心に公園や広場空間を整備

し、地域の防災性の向上やみどりの保全・創出を進めます。

③ うるおいのある水辺空間づくり

- ✧ 荒川や隅田川、石神井川など、北区を流れる河川沿いを、やすらぎの場として区民に親しまれる水辺空間として整備します。

■ 施策体系図：うるおいのある魅力的な都市空間の整備

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 美しいまち並みの創造		【109】 景観まちづくりの推進 再掲 094 無電柱化事業の推進	
①北区らしい景観の創出	北区を特徴づける景観の保全・創出		
	景勝地周辺地区の眺望の保全		
	みどりに彩られた美しい都市空間づくり		
	景観を損なう違法広告物等への指導		
②景観まちづくりの推進	景観に対する自主的な取り組みの促進		
③美化の推進	協働による地域美化の推進		
(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成			【110】 飛鳥山公園の拡張整備 【111】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備 【112】 名主の滝公園の再生整備 【113】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備 【114】 街区公園・児童遊園の新設整備 【115】 花いっぱいまちづくり事業 【116】 水辺空間を利用したにぎわいの創出
①区民主体の身近な公園づくり	身近に親しめる公園づくりの推進		
	区民との協働による公園づくりの推進		
②季節感あふれる公園づくり	大規模な土地利用転換の際の公園整備		
	特色ある緑豊かな空間整備		
	地域の特色を生かした公園整備		
	老朽化した公園の再生整備		
	公園不足地域への重点的対応		
③うるおいのある水辺空間づくり	区民に親しまれる水辺空間の整備		

■ 計画事業

☆【109】 景観まちづくりの推進

区民や事業者の自発的な取り組みによる景観づくりを促進するため、景観まちづくりの普及啓発を行うとともに、新たに景観形成重点地区を指定し、地域に即した良好な景観づくりを地域住民と協働して推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	—	推進	推進	推進
(内訳) 景観形成重点地区の 指定 5地区	—	5地区	4地区	1地区
新景観百選の選定	—	選定	選定	
優良景観形成の表彰 3回	—	3回	1回	2回
自主的な景観まちづくり普及啓発	—	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	59	29	30

※「景観形成重点地区の指定」については、平成27年度の景観計画運用開始時に、西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区の3地区を指定する予定である。

【110】 飛鳥山公園の拡張整備

王子駅中央口付近の飛鳥山公園都市計画区域の未整備箇所を整備する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
完成	整備継続	完成	完成	
	事業費(百万円)	510	510	

【111】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備

都市再生機構赤羽台団地の建替え計画に合わせ、都市計画公園の新設整備を行う。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
完成	協議・準備	完成	完成	
	事業費(百万円)	5,661	5,661	

☆【112】 名主の滝公園の再生整備

老朽化した名主の滝公園について、名主の滝プール跡地を含めた一体的な再生整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完 成	—	完 成	設 計	完 成
	事業費(百万円)	649	39	610

【113】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備

都営桐ヶ丘団地再生計画に合わせ、公園南北の一体的な連続性を確保し、防災機能を強化した公園を整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完 成	—	完 成	—	完 成
	事業費(百万円)	—	—	—

【114】 街区公園・児童遊園の新設整備

緑の実態調査などを踏まえて、公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園を整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
155カ所	142カ所	13カ所	6カ所	7カ所
(内訳) 街区公園 50カ所	47カ所	3カ所	1カ所	2カ所
児童遊園 105カ所	95カ所	10カ所	5カ所	5カ所
	事業費(百万円)	274	111	163

※密集事業用地内の街区公園、児童遊園の事業費については、【075】「防災まちづくり事業の推進」に計上している。

※用地取得経費は、面積等が決定した時点で計上する。

【115】花いっぱいまちづくり事業

まちなかを、区民に安らぎを与える草花でいっぱいにするため、老朽化した公園を季節感あふれる草花の植栽や花木を中心に再生整備する。また、区外からも人を呼び寄せる仕掛けとして北区のPRにもつながるお花畑等を整備する。

公園や道路、駅前広場などの公共施設の維持管理、公共空間の美化では、住民が積極的に参画する美化ボランティアなどの制度を推進する。

所管部：生活環境部・土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 公園の再生整備 8カ所	5カ所	3カ所	2カ所	1カ所
お花畑等の整備 3カ所	1カ所	2カ所	1カ所	1カ所
公共空間の美化 134カ所	124カ所	10カ所	5カ所	5カ所
	事業費(百万円)	807	671	136

☆【116】水辺空間を利用したにぎわいの創出

国による河川の占用に関する規制緩和（河川空間のオープン化）により、河川敷等の水辺空間を利用したにぎわいの創出を推進する。

所管部：土木部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推 進	—	推 進	モデル実施	推 進
	事業費(百万円)	5	5	—

3-7

持続的発展が可能なまちづくり



北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

■ 現状と課題

私たちが歩んできた経済性・効率性・利便性を優先させる社会システムは、大量消費や大量廃棄をとまなうため、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の乱伐など、様々な地球規模の環境問題を引き起こしています。このような地球規模での環境問題は、集中豪雨など異常気象の頻発、それに伴う自然災害の増加というかたちで私たちの暮らしに影響を及ぼすのみならず、将来世代にとっても深刻な問題です。

国は、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、地球温暖化対策とエネルギー政策の一体的な見直しを迫られています。平成 25 年（2013 年）11 月の第 19 回気候変動枠組条約締約国会議（COP19）において、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めない暫定目標として、2020 年度までの温室効果ガス削減目標を、平成 17 年（2005 年）度比で 3.8% 減としました。確定的な目標の設定は、今後、エネルギー政策などの進展を踏まえて見直される予定です。

東京都では、平成 23 年（2011 年）12 月に「2020 年の東京」を策定し、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」ことを目標に掲げています。平成 22 年（2010 年）4 月から、オフィスビルや商業施設等を対象とした、都市型キャップ&トレード制度を導入するなど、「2020 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25%削減」する目標の実現に向けた取り組みを進めています。

区では、平成 17 年（2005 年）6 月に「北区環境基本計画」を策定し、地球温暖化の防止やごみの減量・リサイクルを推進するとともに、環境活動を支援する施策を進めてきましたが、策定後 10 年が経過し、区では社会状況の変化や新たな課題に対応するため、「北区環境基本計画」の改定を行いました。改定後の「北区環境基本計画 2015」は平成 27 年度（2015 年度）から 10 年間を対象期間とし、21 世紀中葉にある

べき姿（望ましい環境像）を「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」とし、10年間の長期目標を「持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する」としました。区では、「北区環境基本計画 2015」の目標を実現するための取り組みを進めています。

また、区は、平成 20 年（2008 年）3 月に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区民・事業所とともに省資源・省エネに努め、二酸化炭素排出量の削減を進めています。この計画に基づき、平成 20 年度（2008 年度）から、新エネルギー・省エネルギー機器導入助成などを実施してきましたが、低炭素社会実現のため、一層施策を充実させていく必要があります。

さらに、前述のとおり、エネルギー施策を取り巻く状況が大きく変化する中で、再生可能エネルギー・省エネルギーへの取り組みは、特にその重要性が高まっています。これを推進するには、区民の暮らしとエネルギーの良好な関係を構築することが必要であり、日々の営みの中で、無理なく続けることのできるエネルギー対策の推進と、区民の暮らしに根ざした、区民生活を支えるエネルギーシステムという視点が重要です。



太陽光発電（中学校屋上設置）

また、区として事業所のエコアクション 21 取得支援事業を実施するなど、東京都と連携し、区民や事業者への支援や情報提供をさらに充実させていくことが求められます。とりわけ区は、区内最大事業者であり、環境マネジメントシステムにより取り組んできた省資源・省エネの取り組み強化や、区有施設の環境性能の向上及び環境に配慮した電力供給契約により温室効果ガスの削減を加速させる取り組みなど、区民や事業者の範となるように、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

北区から排出される二酸化炭素は日本全体の 1000 分の 1 程度（「北区地球温暖化対策地域推進計画」による）ですが、これを減らさない限り、日本の、そして世界の二酸化炭素排出量は減らないという気概を区、区民、事業所が共有することが重要です。

区では、環境問題に関する啓発活動として環境大学事業などに力を入れてきましたが、これからも環境学習機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成に重点的に取り組み、区民や事業者の意識や行動の変革を促していく必要があります。

区では、資源循環型社会の構築をめざして、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、ごみの減量とリサイクル活動を区民、事業者とともに実施してきました。とりわけリサイクル活動は、びん・缶のステーション回収区内全域実施や区民

のリサイクル活動の拠点である4館のエコ広場館の開設など、23区はもとより全国に先駆けたリサイクル先進自治体としての取り組みを行ってきました。

これからは、さらなるごみの減量化や質の高いリサイクルシステムの構築のため、発生・排出段階でのごみの減量の取り組みを中心に、雑がみ分別の徹底や粗大ごみ・不燃ごみに含まれている金属（小型家電を含む）の資源化を進めるとともに、廃プラスチックなどの新たな資源化の検討も進めていく必要があります。

ごみ減量を進めていくためには、区民、事業者の理解と協力が不可欠です。ごみ減量につながる普及啓発、広報活動をより拡充していくとともに、将来を担う子どもたちに対して、環境教育に一層取り組んでいくことが求められています。また、集団回収活動など区民の自主的な活動の支援を強化するとともに、区内事業者に対しては、排出者責任の明確化を図るための指導を強化していくことが重要です。

また、発生抑制やリサイクルの推進とともに、ごみ減量効果があるとされる家庭ごみの有料化についても引き続き検討していく必要があります。

区民に身近なサービスである清掃事業については、平成12年（2000年）の都区制度改革により、平成12年（2000年）4月に東京都から23区に移管されました。区では、地域特性を生かしたごみ収集方法の実施やごみの排出が困難な高齢者・障害者の方々に対し、訪問収集など、区独自の取り組みを展開しています。

今後は、ごみの減量化を目的としたごみ処理・リサイクルを推進するため清掃・リサイクル事業の、効果的・効率的な推進体制の再構築を進めていく必要があります。

自動車による大気汚染については、東京都によるディーゼル車の排気ガス規制の強化などにより、改善の兆しがみられるようになりましたが、住宅の過密化・生活様式の多様化による都市・生活型公害については、区に寄せられる苦情が増えています。産業型の公害についても、継続的に水質・大気・土壌汚染・悪臭などの現状を把握し、悪化等の兆しがある場合は、迅速に監視・指導しなければなりません。被害者が同時に加害者でもあることを踏まえ、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めるとともに、東京都、近隣自治体などと広域的な連携を図る必要があります。

土壌汚染、アスベストによる健康被害、微小粒子状物質（PM2.5）などによる環境汚染も心配されています。区民の健康リスクを高めないための対応と、正しい情報を共有することによる不安の軽減を図ることが求められます。

■ 施策の方向

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

① 再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み

- ♡ 新エネルギー・省エネルギー機器等の導入助成制度を充実させるなど、省エネルギー機器の普及や太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- ♡ 集合住宅や事業所の建物・設備の省エネ改修・運用改善等については、省エネ相談を実施し、建物所有者・管理者等への動機づけや、メリットを感じられる省エネルギー・再生可能エネルギー活用の推進に取り組みます。
- ♡ 区民が環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、家庭での省資源・省エネルギーを支援するなど、子どもの頃からの環境教育を推進します。
- ♡ 省資源・省エネルギーに関する情報の提供や、日々の営みの中で楽しみながら続けていくことができる取り組みなど、区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりを進めます。
- ♡ 環境マネジメントシステムに率先して取り組んだ経験をもとに、環境経営（環境マネジメントシステム認証取得など）の推進など、区内事業者の環境への取り組みを支援します。
- ♡ 街路照明のLED化、屋上・壁面緑化、建築物の熱負荷抑制、省エネ型空調・照明設備の導入など、区有施設における環境性能の向上を図り、区内最大事業者として、温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組んでいきます。
- ♡ 学校改築の際には、環境に配慮した高効率省エネ設備や再生可能エネルギーの活用を積極的に図るとともに、環境教育の教材としても活用します。
- ♡ 区立小・中学校における省エネ活動を一層推進するため、省エネ・インセンティブ制度を導入します。
- ♡ 家庭、ビル、地域のエネルギーマネジメントシステム、蓄電池や燃料電池などを総合的に組み合わせたスマートコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築等について検討していきます。
- ♡ 災害時にも活用可能な再生可能エネルギーの導入について検討を進めます。

② 啓発活動・環境学習の拡充

- ♡ 環境大学事業において、みどりと環境の情報館（エコベルデ）や自然ふれあい情報館などの施設を活用して、体系的な環境学習システムの構築を図り、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる環境リーダーの発掘・育成に重点的に取り組みます。
- ♡ ごみ減量に有効な情報提供、ごみ減量懇談会等の開催、区民参加型事業等の

拡充など、各世代に応じた3R推進のための啓発活動と環境学習を推進します。

(2) 資源循環型システムの構築

① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- ♡ 区民や地域の人たちの自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を強化していきます。
- ♡ 3R推進に必要な情報を多世代にわたり普及するため、各種の媒体を活用して広報活動を推進します。
- ♡ ごみ収集については、引き続き効果的・効率的な運営を推進するとともに地域特性を生かした収集方法の実施・排出困難な方に対しきめ細やかな収集に努めます。
- ♡ びん・缶・ペットボトルなどの資源回収とごみ収集の一体的運営に向け検討します。

② さらにごみの減量化

- ♡ ごみの減量のために「発生抑制」「排出抑制」を推進していきます。
- ♡ 生ごみの減量化、雑がみ分別の徹底とともに、廃プラスチックなどの新たな資源化の検討も進めます。
- ♡ 施設管理者の協力を得て資源の回収拠点の拡大に努めます。
- ♡ 不燃ごみ、粗大ごみから有用な金属を取り出す、新たな資源回収システムを構築します。
- ♡ 減量効果に有効な家庭ごみの有料化を引き続き検討します。

③ 事業系ごみの適正処理の推進

- ♡ 大規模事業者排出指導の基準を見直し、中小規模の事業者についても排出指導を徹底します。
- ♡ 事業系ごみの減量を進め適正排出を指導するため、区内事業者の実態把握に努めます。

(3) 良好な生活環境の保全

① 公害の防止・抑制

- ♡ 都市・生活型公害については、東京都など関連機関と連携し、良好な生活環境を守るため、相談対応するとともに、未然に防止するため啓発活動や情報提供などを行っていきます。

- 産業型の公害については、生活環境の悪化を招かないよう、工場などの事業場に対する監視、規制・指導を行います。

② 環境汚染問題への対応

- 大気、水質、騒音、振動など、継続的に状況を把握し、悪化などの兆しがある場合は、迅速に対応します。
- 微小粒子状物質（PM2.5）については、区の測定を継続し公表していきます。また、東京都や関係機関と連携し、対応します。
- 新たな環境汚染問題については、関係機関と連携し情報を収集するなど、すみやかに対応します。
- みどりと環境の情報館（エコベルデ）において、土壌汚染に対する正しい知識や、豊島地区土壌汚染に関するリスク管理等の情報提供をしていきます。

③ 緑化の推進

- 二酸化炭素の吸収や防災性の強化、景観の改善などに寄与するため、公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、民有地の緑化を支援します。

■ 施策体系図：持続的発展が可能なまちづくり

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換		【117】 新エネ・省エネ導入の促進 (要請) 地球温暖化防止・ヒートアイランド対策の推進
① 再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み	新エネルギー・省エネルギーの利用促進	
	集合住宅や事業所の新エネ・省エネ化	
	学校と連携した環境教育の推進	
	省資源・省エネルギーへの取り組み促進	
	区内事業者の環境への取り組み支援	
	区有施設の省エネルギー化への取り組み	
	環境を考慮した学校施設	
	区立小・中学校における省エネ・インセンティブ制度の導入	
	地域エネルギー有効利用等の検討	
	災害時に活用可能なエネルギーの検討	
② 啓発活動・環境学習の拡充	体系的な環境学習システムの構築	
	ごみゼロのまちづくりのための啓発活動・環境学習の拡充	
(2) 資源循環型システムの構築		(要請) 廃棄物処理対策の強化
① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進	自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援	
	多様な広報活動の推進	
	地域特性を生かしたきめ細やかなごみ収集	
	資源回収とごみ収集の一体的運営の検討	
② さらにごみの減量化	「発生抑制」「排出抑制」の推進	
	生ごみの減量化、雑がみ分別の徹底、新たな資源化の検討	
	資源回収拠点の拡大	
	金属資源回収システムの構築	
	家庭ごみ有料化の検討	
③ 事業系ごみの適正処理の推進	事業者への排出指導の徹底	
	事業者の実態把握	

(3) 良好な生活環境の保全		再掲 118 緑化推進モデル地区事業
① 公害の防止・抑制		
	都市・生活型公害の相談対応や情報提供	
	産業型公害の監視・規制・指導の推進	
② 環境汚染問題への対応		
	大気、水質、騒音、振動などの状況把握	
	微小粒子状物質 (PM2.5) への対応	
	新たな環境汚染問題への対応	
	土壌汚染のリスク管理・情報提供	
③ 緑化の推進		
	緑化の推進	

■ 計画事業

【117】新エネ・省エネ導入の促進

「北区地球温暖化対策地域推進計画」で掲げる新エネ・省エネ機器等の普及促進を図るため、区民（一般住宅・集合住宅）や区内中小企業に対して機器導入費用を助成する。また、集合住宅等を対象に省エネ診断などを実施し、普及啓発を促進する。さらに、小学生を対象に eco かるた大会を開催し、かるたを通じた環境学習の機会となる省エネ道場を開催する。

所管部：生活環境部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 一般住宅 6,127 件	3,597 件	2,530 件	1,255 件	1,275 件
集合住宅 50 件	4 件	46 件	21 件	25 件
中小企業 134 件	26 件	108 件	53 件	55 件
集合住宅等省エネの 推進	推 進	推 進	推 進	
省エネ道場	—	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	443	225	218

3-8 自然との共生



北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

■ 現状と課題

みどりは、私たちの生活に豊かさやうるおいを与えると同時に、大気を浄化して災害時には防災機能を果たすなど、快適な都市環境を提供しています。また、市街地の中に残された樹林や河川敷草地などの良好な自然環境は、将来へと引き継ぐ貴重な財産であり、子どもたちが多様な生物のいのちの営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、「現在の北区のイメージ」として、「緑豊かなまち」が14.8%と第2位になったものの、前回調査の結果（16.8%）と比較すると減少しています。しかし、「望ましい地域の将来像」では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」（51.0%）が5割を超えてすべての年代で最も多く、区民はみどり豊かで自然と親しめるまちとなることを強く望んでいることがうかがえます。

区では、飛鳥山公園の崖線部や、音無さくら緑地、十条野鳥の森緑地など、既存の自然環境の保全を重視した公園の整備を進めてきました。また、赤羽自然観察公園や荒川緑地などでは、野生生物と共存できるみどりの空間づくりを進めてきました。民間のみどりについては、既存のみどりを保全するため、保護樹林や保護樹木の管理などにかかる経費の一部助成などに取り組んできました。そのため、最近では、カワセミやタヌキなどの野生動物が区内でも観察されるなど、都市自然の回復を実感することも多くなってきました。

区内の生物多様性の保全・回復を図るためには、区の自然の特徴である崖地の樹林や広大な河川敷草地などで、多様な生物が生息・生育することができる自然環境を保全・創出し、野生生物の生息・生育環境、外来種についての情報を提供していくことが必要です。公園や民間のみどりについても、より質の高い生態系となるよう誘導していくことが求められます。

また、現存する崖地樹林などの貴重な自然環境を、残された区民共有の財産として、区民とともに守り育てていくことも必要です。そのためには、まず区の自然の実態を

明らかにしてその変化を記録・保存し、区民共有の財産としての価値を発信していくとともに、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会の充実を図ることが重要です。

一方、北区の緑被率は、19.05%（「北区緑の実態調査報告書」平成25年度（2013年度））であり、23区でも比較的上位に位置していますが、今後さらに緑被率を高めることが期待されます。

区では、美化ボランティアやみどりの協力員など、区民と協働して駅前広場等の公共空間を季節の草花でいっぱいにする取り組みを推進し、公共空間を美しい可憐な草花により演出しています。また、公園の整備、公共施設の屋上緑化、壁面緑化などにも取り組んでいます。しかし、過密化した市街地でより多くのみどりを創出するためには、公共施設や公共的な空間の緑化をさらに積極的に進める必要があります。

民間のみどりについては、緑化基準の引き上げを行うとともに、新たなみどりを創出するためにモデル地区を指定し、緑化にかかる経費の一部を助成するなど、地域の緑化にも努めてきました。また、屋上緑化や壁面緑化への助成なども実施しています。民間の緑化を推進するためには、従前の緑化支援策の拡充を図っていく必要があります。



緑化推進モデル地区

さらに、駅前広場など、多くの人が目にする場を中心に、区民とともにまちのなかを季節の草花で飾り、美しくわくわくする空間に育て上げていくことで、みどり豊かなまちにしていくことが望めます。

■ 施策の方向

(1) 自然環境の保全・創出

① 自然環境の保全・創出

- ♡ 野生生物の生息・生育環境を保障するため、生物多様性の保全拠点として、崖地の樹林や河川敷草地など、多様な生物が生息・生育することができる自然環境を保全します。
- ♡ 外来種の生息状況や駆除の必要性についての情報を共有できるしくみを検討していきます。
- ♡ 一定規模の民間樹林や大木などについては、管理費の一部を助成することで、保全を図ります。
- ♡ みどりの少ない地域では、季節感あふれる公園を整備するなど、身近にみどりとふれあうことのできる環境を創出していきます。

- ❧ 生物多様性の回復を図るため、公園や河川、公共施設などの整備にあたっては、多様な生物が生息・生育することができるビオトープなどを整備していきます。また、公園の樹林地などがより質の高い生態系となるよう管理していきます。

② 自然観察や体験学習の充実

- ❧ 自然環境に関するふれあい・啓発事業については、環境大学事業に取り入れ充実させていくことで、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会をより充実させます。
- ❧ 自然環境の保全について子どもたちの理解と関心を深めるために、小・中学校における環境教育において、自然観察や体験活動の実施や、ビオトープやソーラーパネルを活用するなど、指導の充実を図ります。
- ❧ 区民が身近な自然環境への理解が深められるように区内の野生生物に関する情報を、北区公式ホームページなどを通じて広く周知していきます。
- ❧ 区内河川などにおける河川生物生息調査を実施し、調査結果について、広く情報提供を行っていきます。

(2) 環境緑化の推進

① 公共空間の緑化

- ❧ 公共施設、公共空間での緑化を積極的に進めるため、駅前広場など、多くの人が目にする場を中心に、区民とともにまちのなかを季節の草花で飾っていきます。
- ❧ 学校を中心として、屋上緑化や壁面緑化など、公共施設の緑化を進めるとともに、環境学習の場としても活用していきます。

② 地域緑化のしくみづくり

- ❧ 「地域の花」を町会・自治会等の地縁団体を中心に定め、その花の地域での活用を図ることで、まちのなかを季節の草花で飾り、北区を美しくわくわくする空間に育て上げていきます。
- ❧ 区内の緑被率の低い地域を「緑化推進モデル地区」に指定し、重点的にみどりの保全・創出を推進します。
- ❧ 区民の自主的な緑化活動を支援する「みどりの協定」の締結を推進します。また、建築・開発の際の「緑化計画書」の認定により、民地に占めるみどりを増やすとともに、民間緑化を進めるため、接道部の生垣造成助成、建物の屋上・ベランダ・壁面緑化助成の拡充を図ります。
- ❧ 区民一人ひとりが身近にみどりに親しむため、花・みどりに関する講座を開

催するなど、緑化の知識や技術を習得する機会を増やします。

- 区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、楽しくみどりを育て、コミュニティの形成に寄与するしくみを検討します。

■ 施策体系図：自然との共生

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 自然環境の保全・創出		(要請) 緑化対策の推進
① 自然環境の保全・創出	生物多様性の保全	
	外来種の情報を共有できるしくみの検討	
	民間樹林等の保全支援	
	身近にみどりとふれあう場の創出	
	野生生物の生息場所（ビオトープ）づくり	
② 自然観察や体験学習の充実	野生生物を学ぶ場や機会の充実	
	小・中学校における環境教育の充実	
	野生生物情報の周知	
	河川生物生息調査結果の周知	
(2) 環境緑化の推進		【118】 緑化推進モデル地区事業 再掲 115 花いっぱいまちづくり事業
① 公共空間の緑化	公共空間の緑化の推進	
	公共施設の緑化の推進	
② 地域緑化のしくみづくり	地域緑化のしくみづくり	
	重点的な地域緑化の推進	
	民間緑化の支援	
	緑化学習の提供	
	区民の緑化のしくみづくり	

■ 計画事業

【118】 緑化推進モデル地区事業

北区みどりの条例に基づき、みどりを増やし育てることを目的に緑被率が30%未満の一定の区域を緑化推進モデル地区として指定し、花壇・プランター等の設置やブロック塀の生垣化等、みどりの保護育成のため、必要な支援を行っていく。

所管部：生活環境部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
4 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会	推 進
	事業費(百万円)	13	12	1

